

第百九十二回
国 会

参議院外交防衛委員会會議録第五号

平成二十八年十一月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月二十七日

藤田 幸久君

河野 義博君

十月二十八日

石橋 通宏君

石井 準一君

十月三十一日

中西 哲君

石井 準一君

十一月一日

石井 準一君

石井 準一君

十一月七日

佐藤 啓君

野上浩太郎君

十一月八日

野上浩太郎君

佐藤 啓君

十一月九日

佐藤 啓君

山崎 正昭君

十一月十日

山崎 正昭君

佐藤 啓君

十一月十六日

佐藤 啓君

山崎 正昭君

十一月十七日

武見 敬三君

石井みどり君

十一月十七日

補欠選任

進藤金日子君

山田 宏君

武見 敬三君

石井みどり君

山本 一太君

補欠選任

足立 敏之君

宇都 隆史君

阿達 雅志君

堀井 巖君

山田 宏君

大野 元裕君

浜田 昌良君

足立 敏之君

佐藤 啓君

佐藤 啓君

滝沢 求君

武見 敬三君

中曾根弘文君

中西 哲君

小西 洋之君

福山 哲郎君

藤田 幸久君

山口那津男君

井上 哲士君

浅田 均君

アントニオ猪木君

伊波 洋一君

岸田 文雄君

国務大臣

外務大臣

岸田 文雄君

防衛大臣

稲田 朋美君

萩生田光一君

松村 祥史君

関 芳弘君

若宮 健嗣君

小林 鷹之君

宮澤 博行君

宇佐美正行君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

経済産業副大臣

環境副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣府国際平和

協力本部事務局

外務大臣官房地

球規模課題審議

官

外務大臣官房審

議官

外務大臣官房審

議官

外務大臣官房参

事官

文化庁文化財部

長

経済産業大臣官

房審議官

環境省地球環境

局長

防衛省防衛政策

局長

防衛省人事教育

局長

防衛省地方協力

局長

防衛省統合幕僚

監部総括官

辰巳 昌良君

深山 延暁君

鈴木 良之君

前田 哲君

鎌形 浩史君

高科 淳君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(在日米軍駐留経費負担に関する件)

(南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け

警護」に関する件)

(安倍総理とトランプ次期米大統領との会談

に関する件)

(日露関係に関する件)

(ハリ協定に関する件)

(北朝鮮情勢に関する件)

(沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯

移設事業に関する件)

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宇都隆史君) たいまから外交防衛委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、河野義博君及び山本一太君が委員

を辞任され、その補欠として山口那津男君及び足

立敏之君が選任されました。

○委員長(宇都隆史君) まず、理事の補欠選任に

ついてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存しま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宇都隆史君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に山田宏君を指名いたします。

第四部 外交防衛委員会會議録第五号 平成二十八年十一月二十二日【参議院】

一

○委員長(宇都隆史君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府国際平和協力本部事務局長宮島昭夫君外十一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宇都隆史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宇都隆史君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中西哲君 おはようございます。自民党の中西哲でございます。よろしくお願いたします。

質問に入る前に、今朝六時の地震で私も参議院の宿舎で直下型地震が来たのかなという思いがいたしました。私の地元高知では、南海トラフ大震災の対策が一番の県政課題でございまして、テレビをずっと見ていたんですが、政府の対応も早いようで安心しております。引き続き警戒態勢を保持してほしいと思っております。

それでは、質問に入ります。

アメリカで来年一月にはトランプ大統領が誕生いたします。選挙期間中から大変過激な発言をしておりました。日本の駐留米軍の負担を全部日本に負担させる、そしてそれができないのなら在日米軍を撤退させるというような発言がございました。選挙終わってからは多少いろんな形、発言が修正されておりますが、トランプ次期大統領候補が発言した在日本米軍関係費は幾らになっているのか、防衛省参考人にお伺いいたします。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

在日米軍に関係する全ての経費のうち平成二十八年度の防衛省の経費予算について申し上げますと、在日米軍駐留関連経費として約三千七百七十二億円、このほか、SACO関係経費あるいは米軍再編の関係経費というのがございまして、合計

では五千五百六十六億円、これが防衛省の関係経費でございます。

それから、これらの防衛省関係予算のほかに、平成二十七年年度の予算額あるいは試算になりますけれども、他省庁分の予算が約三百八十八億円、そして提供普通財産の借り上げ分の試算というのがございまして、これが千六百五十八億円でございます。

これを全て含めると、総額としては七千六百十二億円になる、このように承知をいたしております。

○中西哲君 全体で約七千六百億円になるということで、報道でもこの数字は出ておるんですが、そのうち日本が幾ら負担しているのか、防衛省参考人にお伺いいたします。あつ、ごめんなさい、外務省ですね。

○政府参考人(小野啓一君) お答えいたします。

在日米軍の駐留に関連する経費の日本負担の割合につきましては、米軍の駐留に伴い必要となる経費の範囲の捉え方が日米で異なることや、どの時点での為替レートをを用いて換算するかにも左右されることから一概に算定し得るものではないと思っております。二〇〇四年版米国防省の報告書、共同防衛に対する同盟国の貢献に関する統計概要におきましては、二〇〇二年の数値として、米軍駐留経費に関する我が国の負担割合は七四・五％とされておると承知してございます。

いずれにつきましても、日米安保体制は日米いづれかの利益を享受するような枠組みではなく、したがって、米軍の駐留経費につきましても日米間で適切な分担が図られるべきものと考えております。

○中西哲君 私が見ていたテレビでも、二〇二一年で約七四・五％、その後のコメントとして、それから後増えているんじゃないか、だから公表しないんじゃないかというようなコメントがありました。

それはさておいて、次に、トランプ次期大統領、これまでの言動、そしてまたヨーロッパにお

いてはイギリスのEU離脱、そしてアジアでは中国の南シナ海や東シナ海での活動、また北朝鮮の核実験、ミサイル発射など、日本を取り巻く国際情勢は大変厳しい状況となっていると認識しております。

こういう状況の中で、日本の防衛計画は十年に一度見直されており、現在は平成二十六年以降十年間の通称二五大綱が実施されております。この大綱は、日本を取り巻く国際情勢、変化すれば見直すことがあるのかどうか、防衛大臣にお聞きいたします。

○国務大臣(稲田朋美君) 防衛大綱は、各自衛隊の具体的な体制や主要装備品の整備目標の水準といった防衛力の基本的な指針を示すものです。平成二十五年の大綱においては、各種防衛装備品の整備、維持、運用、さらには部隊等の練度の維持、向上は一朝一夕に達成できるものではなく、防衛力の実効的な整備には長い年月を要すること、人事教育や防衛生産・技術基盤のような政策分野は、中長期的な見地から施策を継続的に推進し、その実効性を高めていくことが必要であることといった観点から、安定的な防衛力整備等を計画的に進めていくため、大綱に定める防衛力の在り方についておおむね十年程度の期間を念頭に置いております。

大綱の見直しについては、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証を実施することとし、これら評価、検証の中で、情勢に重要な変更が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行うことといたしております。

○中西哲君 ありがとうございます。

続きまして、駆け付け警護についてお聞きいたしますが、その前に、自衛隊が海外へ派遣されるようになったのが平成四年、一九九二年、カンボジアのPKOが最初だったんですが、私、この四年後に、フランス外人部隊に志願している日本人の若者、当時、下士官でこのカンボジアに外人部

隊の歩兵部隊の部隊員として派遣された人の本を読んだのがちょうど二十年前でございます。

このときの本で驚いて、また再度今読み返してみんですが、当時のカンボジア、政府軍がいて、山間部にボル・ポト派が逃げ込んでいて、こういう状況なんだけど、自分の目の前にいる政府軍の制服を着た兵士が、拳銃とか地雷とかこれ要らないかと頻りに売りに来ると。これは本本当に政府軍の兵士なんだろうかと、それともボル・ポト軍なのか全く見分けがつかない、油断ができない状況であつたと。

そういう状況の中で自衛隊の施設部隊、一応当時の六四式小銃と拳銃は持っていたんですが、何とその武器をコンテナにしまつて鍵を掛けて、そしてその鍵をまた別のところに保管している、全く無防備で二か月間、道路の整備に携わつたと。

この「わが青春の外人部隊」を書いた著者がこういうことを書いております。あるとき、自衛隊員と雑談していた、そのときに、彼らが自分が持つているナイフを見て、そのナイフをもし騒乱状態になったら貸してもらえませんか、我々は戦闘になると攻撃されるというよりも、戦闘状態になったときに、巻き込まれたときに無防備で何にもできないのが悔しいという話がありました。

もつとも、その二か月後には小銃、そしてまた防弾チョッキも着るようになったんですがね。その後も、イラク特措法でイラクに派遣された部隊長のお話も聞いたことがございます。非常に現地は混乱していて、国会では安全だ安全だという議論をしているんですが、非常に不安があつたというお話を聞いております。

そして、その後、自分たちが守れるという状況になり、そしてまた今度駆け付け警護が決定されたわけですが、私も以前から、邦人救出の要請があつたときに自衛隊が別の法整備の不備を現場の自衛隊員の機転で実施したことがあつたと聞いておりますが、駆け付け警護を付与した背景について稲田大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(稲田朋美君) 今委員が御指摘になったように、過去にも、自衛隊が東ティモールやザイルに派遣されていたときに、不測の事態に直面した邦人から保護を要請されるということがありました。その際、自衛隊は、そのための訓練を十分に受けておらず、法的な任務や権限が限定されていた、すなわち今回の駆け付け警護のようなそういったびつたりとした条文がない中でも、できる範囲で現場に駆け付け、邦人を安全な場所まで輸送するなど、邦人保護のため全力を尽くしてきたところです。

実際の現場においては、自衛隊が近くにいる助けられる能力があるにもかかわらず何もしない、すなわち見捨てるといふわけにはいきません。しかし、これまでは緊急の要請に応じて活動関係者の保護を行うための明確な法制度がなかったため、そのしわ寄せは結果として現場の自衛隊員に押し付けられてきたのですが、こういったことは本来はあつてはならないことだと思えます。

自衛隊が実際に駆け付け警護を行うケースは限定的なものとなりますが、自衛隊の近くで不測の事態に直面した関係者から助けを求められる可能性も皆無ではありません。そのようなときに、人道的見地から、安全を確保しつつ、能力の範囲で対応できるよう、任務と必要な権限を付与しておく必要があるというふうに考えております。

○中西哲君 ありがとうございます。能力の範囲でという言葉もございました。

一部報道機関による世論調査では、駆け付け警護に反対が上回っております。十分にまだ内容が伝わっていないのかなという印象を持っております。

そして、この任務によつて外国の軍隊を救援に行くかのような報道もあります。軍隊なら一般市民と違って装備もあつて、また訓練を受けているわけですから、なかなかそういう想定はできないのではないかと思います。大臣、この点について御説明をお願いいたします。

○国務大臣(稲田朋美君) 実際、今委員御指摘に

なりましたように、報道等では、典型的な駆け付け警護の例として外国の軍隊を助けに行くというような例が挙げられている場合がありますが、今、南スーダンに行つております自衛隊の部隊は施設部隊、すなわち道路を整備したり施設を整備したりする部隊でありますので、そういった部隊が外国の軍隊を助けに行く、すなわち、南スーダン政府の治安部隊やまた国連の歩兵部隊を差しおいて行くというようなことは想定されないのではないかとこのように考えております。

駆け付け警護の対象者は、国連PKO等の活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者と規定しており、法的には他国軍隊の要員も排除はしておりません。しかしながら、現実的には、他国軍隊の要員については、文氏である国連やNGOの関係者とは異なり、自分の身は自分で守る能力を有しており、自国部隊の安全確保を他国の部隊に要請するようなことは基本的にはないと考えております。また、仮にそのようなことがあつたとしても、一義的には現地の治安部隊やUNMISSの歩兵部隊が対応するものです。このため、他国部隊の要員を駆け付け警護することは想定されないものと考えております。

他方、他国軍隊の要員であつても、そもそも武器を携行していない場合であつたり、不意に何らかの事案に遭遇して負傷する等により自分の力だけで安全を確保できないような、そんな状況に陥つてしまふような場合も皆無とは言ひ切れません。そのような場合には、人道的見地から駆け付け警護を行うこともあり得ると考えます。

○中西哲君 ありがとうございます。

自衛隊に救援要請があつた場合に断ることができないのではないかとこの心配の報道もあるんですが、先ほど人道上的という話も出たんですが、人道に助けたいという思いがあつたとしても、自衛隊の能力を超えているような場合にはこれは断らざるを得ない場面もあるのではないかとこのように思いますが、防衛大臣の見解をお聞かせいただけます。

○国務大臣(稲田朋美君) 繰り返になります

が、駆け付け警護は、緊急の要請を受けて、人道的見地から、今、南スーダンに派遣している施設部隊が自らの安全を確保しつつ、対応できる範囲で行うものであります。

南スーダンにおける治安の維持については、原則として南スーダン警察と南スーダン政府軍が責任を有しており、これをUNMISSの歩兵部隊が補充しております。我が国が派遣しているのはあくまでも施設活動を行う部隊であつて、治安維持は任務ではなく、治安維持のために必要な能力も有しております。このような施設部隊の能力については、UNMISSの司令部においても認識が共有されております。また、自衛隊が実施できるといわれる駆け付け警護の内容について改めてUNMISSに説明をしており、UNMISS代表から施設部隊は能力が限定的であることは十分理解しているとの回答も得ているところでございます。

その上で、自衛隊部隊の近傍でNGO等の活動関係者が襲われ、ほかに速やかに対応できる現地治安当局や国連部隊が存在しないといった極めて限定的な場面での緊急の要請を受け、その人道性及び緊急性に鑑み、応急的、一時的な措置としてその能力の範囲内で実施するのが駆け付け警護でありますので、今委員御指摘になったように、自衛隊の対応可能な範囲を超える場合には対応できないことから、断ることができると考えております。

○中西哲君 次に、現地情勢とPKO参加五原則について防衛大臣にお聞かせいたします。

現地の情勢については必ずしも樂觀できない状況にあるということです。自衛隊が活動しているジュバについては比較的落ち着いたようですが、南スーダン全土という面では厳しい面があるとの稲田大臣の発言も報道されております。

最近の国会やテレビの議論を聞いておりますと、現地の治安情勢が厳しいという実態面の議論とPKO参加五原則を満たしているのかどうかという法的な議論を混同している向きがあります

が、両者は区別して議論しなければなりません。PKO参加五原則が崩れるようなことに仮にあれば自衛隊は撤退することになるのか、あるいはPKO参加五原則が維持されていたとしても自衛隊が安全に活動できないのであれば撤退することになるのか、この点について防衛大臣にお聞きいたします。

○国務大臣(稲田朋美君) 自衛隊のPKO派遣、そして活動を継続するに当たっては、二つの判断要素があります。

一つは、PKO五原則を満たしているかという法的な判断。これは日本の憲法に抵触をしないかという観点から見なければなりません。しかし、PKO参加五原則を満たしているだけで十分というわけではなく、もう一つ、要員の安全を確保した上で意義ある活動を行えるかという実態面の判断も必要であり、この二つは分けて考える必要があると思ひます。

現在、委員御指摘のように、南スーダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々北部の、それから南部のところでは生じておりますけれども、武力紛争の当事者、すなわち紛争当事者となり得る国家に準ずる組織は存在しておらず、PKO法上の武力紛争が発生したとは考えておりません。

他方、もう一つの判断要素である実態面については、自衛隊は現在も、厳しい情勢の下ではあります。専門的な教育訓練を受けたプロとして、安全を確保しながら道路整備や避難民向けの施設構築を行うなど、意義ある活動を行つております。そして、ジュバ及びそのジュバ近郊では比較的安定した状況にあると考えております。危険の伴うことではあります。自衛隊にしかできない責務をしつかりと果たすことができております。

このような自衛隊の活動は南スーダン政府から高い評価を受けております。例えば、キール大統領及び政府内反主流派を代表するタバン・デン第一副大統領からも、自衛隊のこれまでの貢献に対して謝意が示されております。また、国連を始

め国際社会からも高い評価を受けております。

P K O参加五原則が満たされなくなる、すなわち南スーダンで紛争当事者が新たに現れ出るというようなことがあった場合は、当然、憲法との関係で自衛隊を撤収させなければならないと思います。

一方、P K O参加五原則が満たされている場合であっても、自衛隊要員が安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難であるという判断をする場合には、撤収をちゅうちよすることはありませぬ。この点は、今般の実施計画において初めて明記したところでございます。

○中西哲君 法律上の要件が満たされていたとしても、自衛隊が安全に有意義な活動ができなくなるのであれば撤退をちゅうちよしないということでありました。隊員の安全の確保は極めて重要なことであり、防衛大臣におかれましては、今後ともしっかりと現地情勢を注視していただきたいと思ひます。

続きまして、現地の情勢に関連して、先週、南スーダンが力オスに陥っているという極めて厳しい見通しを示した国連事務総長報告が出されたと聞いております。これについて防衛大臣の御認識をお伺ひいたします。

○国務大臣(福田朋美君) 南スーダンにおいては

現在も地方を中心に武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じており、我が国としても南スーダンの治安情勢は極めて厳しい状況だと認識をしております。自衛隊が展開している首都ジュバについても、七月に大規模な武力衝突が発生し、今後の状況は楽観できず、引き続き緊張感を持って注視する必要がありますと考えておりますが、現在は比較的落ち着いた状況であります。

このような情勢認識について、私や柴山総理補佐官は、U N M I S Sのロイ代表と会談し、同代表の認識が我が国の情勢認識と基本的に異なることはないことを確認をいたしております。先般国連が公表した報告書の治安情勢の部分の内容も、同様に、我が国と基本的に異なるものではないと認識

をしております。

他方、今御指摘になったように、報告書の末尾に、事務総長の所見として潘基文事務総長の意見が記述されておりますが、その内容は報告書全体の治安情勢の評価と一致しない部分があり、その趣旨、真意を国連側に照会をしたところであります。国連側から、当該部分の表現は、安保理が行動を取らなければ状況が深刻になるという趣旨であり、現在の南スーダンの状況が力オスであるという趣旨ではない旨、及び治安情勢の悪化が起きているのはジュバ以外、特に西部及び北部であり、ジュバは比較的安定している、ただし、引き続き情勢を注視する必要がある旨の回答を得ているところであります。

これに加えて、他の安保理理事国や要員派遣国にも直接確認をしておりますが、いずれも我が国とおおむね同様の認識を有していると承知をしております。

政府といたしましては、今後とも、現地情勢について緊張感を持って注視してまいります。その上で、南スーダンにおいて、自衛隊の安全を確保し、意義ある活動が困難であると判断する場合に、先ほど申し上げたとおり、撤収をちゅうちよすることはなく、この点は今般の実施計画において初めて明記をしているところでございます。

○中西哲君 ありがとうございます。

次に、向こうに現地部隊が今日着いたという報道も今朝見ましたが、駆け付け警護の命令が出たときに、今、部隊の行動基準というのは、これとこれとこれとをやっている、いわゆるポジティブリストで規定されております。しかし、現場では、非常に何が起きるやら分からぬ、予測不能な状況が出るであろうと推測されております。したがって、ポジティブリストで行動を制限、制約されても、想定外の事態が起きたときに対処できないおそれがあるのではないかという思いがしております。

ドイツでは、軍の行動の基本はポジティブリストでございますが、作戦行動についてはネガティ

ブリストで規定されていると聞いております。海外派遣された自衛隊員の安全を図るためには、海外に派遣する際には行動基準を先進国並みにすべきではないかと思っておりますが、防衛大臣の所見をお伺ひいたします。

○国務大臣(福田朋美君) 部隊の行動基準については、法令等の範囲内で部隊等が取り得る具体的な対処行動の限度を示すものであり、我が国の手のうちに関わることから、事柄の性質上、その内容についてお答えすることは差し控えさせていただきます。

その上で、任務を遂行する現場部隊が法令に従い適切かつ十分な対応ができるよう、必要な規則類について整備充実を不断に行っていくことは重要だと考えております。南スーダンに派遣される部隊に対しても、必要な規則類の整備や教育に加え、武器の使用を含む一連の状況下における訓練を十分に行っており、部隊が迷いなく活動できる態勢が整っていると考えております。

○中西哲君 ありがとうございます。

この自衛隊の隊員の諸君が命懸けで行動をしているというのが、今年、「国のために死ぬるか」という本が出たんです。海上自衛隊の特殊部隊をつくったうちの一人であります伊藤祐晴さんですが、この方が、初めて能登沖で北朝鮮の不審船に対して野呂田防衛庁長官が海上警備行動を発令したと、そして、その不審船が止まったために、護衛艦「みょうこう」の航海長であったこの伊藤さんが中心になって、相手の船に移って検査をする立入検査、これを隊員を選別したんです

が、彼らは初めてのことで非常に戸惑った様子、しかし、国のために行動するという思いで吹っ切れて、きつちりとした、不平も言わずに隊員が船を出ようとした場面が描かれております。

私自身も、私は高知県の宿毛市なんです、そこにソマリアで海賊対策をやってきた後の護衛艦が入ったことがありまして、私、高知県議会では防衛議員連盟をつくって会長を長くやっていたもので、地元の方が歓迎会の席である若い自衛官を連

れてきて、この人にあなたの思いを伝えろと。護衛艦の哨戒ヘリのパイロットでございました。そのとき警備司令とか艦長もいたんですが、そういう人たちは政治的な発言はいたしません。でも、このパイロットは、三十そこそこだと思ひますが、私に対してこう言いました。私は海賊船かどうか見極めるためにヘリで飛ぶ、いつ攻撃を受けるか分からぬ、しかし、いつ何があってもいいという思いで活動している、もし何かあったときに自分たちの行動が報われる法整備をしてほしいという話を聞かれました。これは三、四年前の話でございます。

非常に彼らは真摯な思いで命懸けの活動をしております。そういう自衛隊員が悔いのないような活動ができるような法整備をお願いいたします。この項を終わります。

次に、A P E Cについて外務大臣にお聞きいたします。

トランプ次期大統領の発言で各国困惑していると思うんですが、そういう中で、とりわけアジア諸国は日本に対する期待感も高くなっていると思うんですが、この間A P E Cの会議で世界各国がどういふ思いで日本に対する話をされたのか、岸田外務大臣にお聞きをいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) 今年のA P E C閣僚会議ですが、十一月の十七日、十八日、ペルーのリマで開催されました。

今回の会議は、世界経済において様々な下方リスクが存在し、そして自由貿易に対する懐疑的な見方が広がっている中で、会議となりました。また、A P E Cには全てのT P P参加国が加盟をしております。そうした会議ですので、自由貿易推進の重要性を訴える非常に重要な機会にもなったと考えています。

その中で、私の方からはこの会議の中で、A P E Cは今こそ自由貿易への強いコミットメントを示すべきであること、また各エコノミーがあらゆる手段を用いて下方リスクに対処すべきこと、また、その上で自由貿易の利益を多くの人が享受で

きる包摂的な経済の実現に向けた意思を示す必要があること、こうした発言を行いました。

併せて、自由貿易推進の流れ、確固たるものにするべく、TPPの参加国が早期承認に向けて努力する、こうしたことの重要性についても強調いたしました。日本での取組、衆議院を通過し、参議院において審議が進められていること、こうした取組についても紹介をし、各国の国内手続の進展を促した次第であります。

そして、この会議におきまして私の発言順位は一番目でありました。私が先頭を切って発言をしたものですから、その後、他国の閣僚からもこうした議論に呼応する意見が多く出されたと受け止めております。そして、採択された閣僚声明の中で、開かれた経済の重要性、そして保護主義への対抗、こういったものが言及されています。

こうしたこの会議の全体を振り返りますときに、反保護主義の議論をリードすることができた会議であったと感じております。

○中西哲吾 ありがとうございます。

私も参議院のTPPの特命委員会でいろんな議論を聞いております。是非我々としてはこの国会でTPPを決議したいと思っておりますし、また、トランプ大統領は来年の一月に向けてどういうスタップを抱えるか分かりませんが、日米同盟をきっちりとした強固なものにすることが日本の安全につながると同時に、私はアジアの安定につながると思っております。

今後とも、トランプ、アメリカとのきずなを強めていただくよう要請いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○福山哲郎君 おはようございます。福山でございます。

今朝ほど、先ほど自民党の委員からもお話がありました。福島県沖で地震がありました。心からお見舞い申し上げます。被害が広がらないことを祈っております。福島の二Fでは燃料プールの電源が停止したということで少し冷やっ

非、本当に、先ほど申し上げましたように、被害が広がらないことを祈っております。

今日はいろいろ外交案件、たくさんございますので、早速行きたいと思いますが、まずは、前回の前々回もこの外交防衛委員会、核兵器の禁止条約に係る決議に対して岸田外務大臣とやり取りをさせていただきまし。いろんな事情はよく理解をしてくれども、できればこの核兵器禁止条約、来年から会議をスタートしようということ、世界の百二十か国以上の国が参加をして賛成に回った会ですので、広島、長崎を経験した日本としては、まあ賛成はアメリカとの関係でしにくいけど、アメリカの理解をいただいて何とか反対には回らないでほしいと、まあ棄権等々も含めて熟慮していただきたいということを申し上げます。

岸田外務大臣も慎重に検討するというお話をいただいた。残念ながら、十月の二十八日、国連の第一委員会における採決で日本政府は反対に回りました。大変遺憾でありますし、残念だと思っております。内外からも批判の声が上がっております。特に被団協、被爆者の皆さんからは失望の声が上がっております。そのことに対しては、日本政府の判断ですから、もうこれ以上、残念だとか言いがたいわけですね。

一方で、岸田大臣は、現段階では交渉に積極的に参加をし、主張すべきことはしっかりと主張していきたく、反対をしなくても会議には参加をするということを表示いただいております。現段階ではどう留保が付いているのが若干気になるんですけれども、このことについて、参加をするということについては今も変わらないのか、国会の場でもしよければ言明をしていただきたいと思

いますし、反対をした理由についてはもうあちこちで言われているので、時間がありませんのでお答えいた。だかなくても結構ですから、まずこの会議に参加を来年される意向かどうかだけお答えいた。だけです。お願いします。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、結論から申し上げ

げますと、この核兵器禁止条約の交渉の議論が始まったならば、我が国は核兵器国と非核兵器国の協力を重視する立場から主張すべきことは主張するべきであると思っております。現時点で申しましたのは、要は、この会議あるいは参加の詳細がまだ明らかになっておりません。それを確認した上で、政府全体としてしかるべき手続を踏んで決定をしなければならないと思っております。今申し上げました考えに基づいて議論には参加するべきであると思っております。

そして、決議に対する態度、そして御指摘の議論への参加等、我が国の核軍縮・不拡散の議論における態度は一貫しているということも是非強調しておきたいと思っております。核兵器の非人道性に対する正確な認識と、そして厳しい安全保障に関する冷静な認識、この二つの認識に基づいて、核兵器国と非核兵器国の協力の下に現実的そして実践的な取組を続けていく、この方針は変わっていない、この方針に基づいて具体的な判断をした結果であるということも申し添えておきたいと思

います。

○福山哲郎君 もう一点、十一月の十五日、先ほど自民党の委員の先生と防衛大臣のお話がありましたように、南スーダンの自衛隊に駆け付け警護を新たに新任務として付与されました。このことに對しても、私は、現地の情勢からいっても、自衛隊員の安全確保の面からいっても、非常に遺憾であり残念だということ、核兵器の禁止条約、さらにはこの駆け付け警護、非常に残念な二つの意思決定をされたということだけは申し上げておきたいと思

います。

トランプ次期大統領と安倍総理の会談についてお伺いしたいと思います。

まず、外務大臣並びに外務省、政府委員でも結構ですが、これまで、日米間で就任前の大統領と日本の総理が若しくは政府高官が、就任前に、いわゆる大統領選挙が終わってから就任までの間に会談をしたということは過去にはあったのでし

うか。

○国務大臣(岸田文雄君) 現在把握している限りにおいては、承知しておりません。

○福山哲郎君 報道等だと異例というふうに出てくるのでちよつと事実関係を確認したかったんですが、今まで一度もないと。それは、よく言われるように、今はアメリカの大統領はオバマ大統領ですから失礼に当たるといふこともあります。つい先日の会談は、まだアメリカの陣容がどういう陣容で構成されるのかも分からない状況だったので、一度もないという状況だということだけは確認をさせていただきました。

この会談前に電話会談がありましたけれども、この電話会談で安倍総理が、これは私が確認したわけではなく報道に出ていたんですが、電話会談で安倍総理がトランプ次期大統領に、十七日にあなたが全米のどこにいてもそこへ行くと持ちかけたというふうに出てくるんですが、これは事実かどうかお答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) 電話会談のやり取り、詳細については控えるのが外交上常識かとは思いますが、御指摘の点について申し上げるならば、安倍総理の方から早期にお会いしたいという発言を行い、トランプ次期大統領からは是非お会いしたいという発言があり、そしてその上で、安倍総理がAPEC前にニューヨークへ立ち寄るので、その際に会ったかどうかという話になったと承知をしております。

○福山哲郎君 外務大臣、正直な御答弁で、そういう流れの中で、十七日しかないからどこでも行くと言ったのは、まあ、あらかた事実なんだろうなというふうに思います。

その状況の中で、今日は秋生田官房副長官にお忙しい中御出席をいただきました。副長官は、会談の後のテレビ番組に出られました。自由貿易の重要性はきちんと話したと思う、日本がTPPの批准を目指したプロセスなどもきつと話したと思う、日本の国益のみならず米国の国益につながることをきつと話したと思うと番組で述べられて

おられますが、副長官、これは何を根拠にこの発言をされたのでしょうか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) 御指摘の点は、テレビ出演の際に司会者の方から、当日、安倍総理が現地であらうの会見の中で、私の基本的な考え方については話をさせていた、といったような課題について話をしたという、こういうコメントを受けてどう思われますか、このことの中にはT P Pの話題は入っていると思われますかという質問があったものですから、私は、総理が話合いの内容を公にしないと、こう言っているのに私が推測を加えるのはいささか僭越なんですけれども、今先生が御指摘になられたような答弁をさせていただきます。

その根拠はと言われれば、重要案件については私は話したという総理のそのコメントを受けて、ならば、このことについてはきつと触れたんだらうという私の思いを述べたところでございます。

○福山哲郎君 副長官、失礼ながら、重要案件ではなくて基本的な考え方です、総理の言われているのは。

それで、これ、推測で話されたと言われますが、政府高官です。それも会談の後です。これ、話したと思うとか、プロセスなどもきつと話した、批准目指したプロセスと。

これ、思うという推測で話されているんですが、実は、副長官は公電を読める立場にあります。つまり、事実に基づいてこのことを言われた可能性もあります。この表現では余りにも分からない。もしこういうことを事実や公電に基づいて話しておられないんだとしたら、逆に言うと、推測で話すことも実は政府高官としては、発言としては不適切なのではないかと私は考えます。承知してないのかまだ私は報告を聞いていないと言えはいいものを、具体的に、T P Pの批准を目指したプロセス、日本の国益のみならず米国の国益につながることをきつと話したと思うとか、具体的な言われておられます。

このことについては、今の御答弁で私は少し納得ができませんので、副長官は公電を読める立場です、根拠、事実に基づいてこの発言をされたのかどうか、お答えください。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) 政府部内の情報共有の在り方については、事柄の性質上、お答えは差し控えておきたいと思っておりますが、私は、特段、公電を詳細に読んで番組に臨んだわけではございません。

ただ、国民の皆さんが今回の会談について大変注目をしている中で、喫緊の課題であるT P P、これA P E Cの場でも当然お話をするわけですから、そのことが会談の中に全く含まれていないのかと聞かれば、私の感想として、それはきちんとお話をしたと思うという、私の責任においてそのような発言をさせていただきます。

○福山哲郎君 萩生田副長官が一議員で与党にいらつしやるなら、私は今の発言は理解をします。しかし、官邸にいて内閣官房副長官をやられている方が自分の責任で発言をしたと言つたて、その発言、どうやって責任持てるんですか。それが事実かどうか、誰が証明できるんですか。

じゃ、萩生田副長官、お伺いします。T P Pについては安倍総理は言及をされたと思うと言われました。じゃ、パリ協定の、アメリカは反対だとすつと言われていた、自分は反対だと言われていたトランプ次期大統領で、ちょうどまさにパリ協定の議論やっている最中でした。パリ協定については、安倍総理はこの会談で何か言及されたんでしょうか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) そのような事実は承知しておりません。

○福山哲郎君 事実は承知していないということ、それは、事実としてそのことの発言はなかつたということを副長官は理解をしているということですか、それとも推測でお話をされたということですか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) そこだけ切り取られると非常に話が分かりづらくなるんです

が、総理の記者会見の発言の中にT P Pのことは含まれているのかと司会者に聞かれたので、私の感想として含まれていると思えますということをおし上げたので、パリ協定のことは全く聞かれておりませんし、また事実確認もしておりませんから、現段階では承知をしておりません。

○福山哲郎君 じゃ、我が国の非常に国益に資する米軍の駐留経費の負担要求をすつと大統領選挙の最中にトランプ次期大統領がされていた件については、安倍総理からは会談で言及がありましたか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) 具体的にそのようなやり取りは承知をしておりません。

○福山哲郎君 それは、萩生田副長官が承知をしていないということですね。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) そのとおりです。

○福山哲郎君 外務大臣、いかがですか。外務大臣は当然、こういった国益に資する外交交渉、いかに次期大統領で今は大統領ではないといつても、もうすぐ首脳会議、首脳同士になられる方の会談ですから、外務大臣は当然御承知のはずです。米軍の駐留経費の負担増要求をされていることについての言及はこの会談の中であつたのかどうか、外務大臣、お答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) トランプ次期大統領はまだ就任前であります。そして、今回の安倍総理とトランプ次期大統領の会談、これは非公式な会議であります。そして、先ほど委員も少し触れておられました、今現時点ではアメリカのオバマ現政権が任期の中にあり、機能しているわけでありです。

そういった中でありますので、これは、この会談の中で具体的に何に触れてどういったやり取りをしたことは控えようということについてトランプ次期大統領と安倍総理の中で一致をしております。そういったことから、具体的に何に触れ、どんなやり取りをしたということについては控えるべきであると私も考え、同様の質問に対しまして

は、具体的なものは控えさせていただきますいております。

○福山哲郎君 いや、今の外務大臣の答弁は、私は、外務大臣がそのことを、会談の中で、会談の中でされたかされないかは別にして、承知をしておられても、今の答弁は私は適切だと思います。

しかし、副長官は具体的に言われたんです。自由貿易の重要性はきちんと話した、T P Pの批准を目指したプロセスなどもきつと話した、日本の国益のみならず米国の国益につながることをきつと話したと思う。総理は正式なコメントでは基本的な考え方を述べた、それから会見で言われたとおつしやつたけど、それはT P Pについては言及したと言われただけで、中身の詳細については総理も言われていない。外務大臣が今言われたことは、僕はお立場上そのとおりだと思えます。なかなか言えないことだと思えます。

それを会談のその日の晩に政府高官である副長官がテレビに出て、こういったことを、推測とか推察とはいいいながら、発言をされることはいささか不適切ではないかと思いますが、外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 萩生田副長官のこの発言については、ただいま御自身から説明をされておられました。この発言の背景等については私は十分承知しておりますので、ただいまの説明によつて私自身は納得をしたところであります。

○福山哲郎君 背景なんかありませんよ、そもそも。

もう一つ確認します、外務大臣。この会談後に、先ほど、お互いが発言したことは外へ出さないでということ言われたので、お互い確認したので発言はしなかつたというふうに言われていますが、元々はこの会談後に声明の発表を予定していたけれどもそこは見送つたという報道がありますが、それは真実かどうか、事実かどうかお答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) 私の知る限り、そういった事実はないと思います。

○福山哲郎君 副長官、いかがですか。

○内閣官房副長官(萩生田光一君) そのような事実は承知しております。

○福山哲郎君 ということは、報道が若干先走っているということだと思います。

しかし、先ほど副長官が言われたように、T P Pの問題についてきちつと話をされたにもかかわらず、先ほどから報道が出ておりますが、トランプ大統領は就任の初日にT P Pから離脱の通知を出すつもりだということをビデオ演説で二十一日、明らかにされています。

これはやっぱり非常に、T P Pに賛成か反対かは別ですが、我が国が、与党・政府が懸命に、強行採決をしてまでT P Pの批准に向けて、承認に向けて動いている最中、そして、先ほど言われたように、歴史的に言えば就任前のアメリカの大統領と会談をするなどというのは初めてのことで、そこに総理が行って、残念ながら副長官がT P Pのことに言及したと言っちゃっている、その直後に、トランプ大統領が就任初日にはT P Pから離脱をするということをもうすぐ発表されたと。私は、いささか我が国の国会議員として残念に思います。

非常に、正直言って、我が国の総理が行っているにもかかわらず、少し本当に、これはもう与野党関係なくだと思いますが、それはないだろうと私は思いますが、外務大臣はこの報道を御存じかどうかよく分かりますが、就任初日にT P P離脱を発表されたということ聞かれて、外務大臣、どのようにお答えになりますか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の点、報道で承知しております。トランプ次期大統領につきましては、今日までも様々な場で様々な発言を積み重ねてこられました。ただ、今の時点で、次期政権、閣僚等の指名も今行われているところでありまして、現時点におきまして、次期政権の具体的な政策について予断を持って申し上げるのは控えなければならぬと考えています。

そして、今現在、米国においてはオバマ現政権

が任期の中にあり、そして政権を担っています。そして、そのオバマ大統領も出席した先日のT P P首脳会議におきまして、米国を含む各国がこのT P Pの戦略的、経済的な重要性を確認し、そして米国を含む各国が国内手続を進めていくことを確認した次第であります。

我が国としましては、引き続き、我が国の国内手続を進め、こうした国際的な機運を盛り上げていくべく努力をしなければならぬと思います。そしてその上で、次期政権ともこのT P Pの重要性については、しっかりと認識を共有するべく議論をしていかなければならないと考えます。

○福山哲郎君 外務大臣の言われた、オバマ大統領がまだ大統領だということ、それから、トランプ政権の陣容がまだ分らないので、トランプ大統領の下でのアメリカの政策がどのように行くのか予断を持って語れないこと、そのことは重々承知の上で、総理は、日米関係が始まって以来、今の時期に会談に行つて、副長官が言われたように、T P Pのことにしてお話をしてきたんだと思います。まさに大臣が言われたとおりです。そこを押しで行かれたんだと思います。

私は先ほどから、行ったことに対して、会談をしたことは是非については何も申し上げていません。しかし、事実としてそれを行かれて、副長官言われたように、T P Pについて言及されたにもかかわらず、就任初日に離脱するとトランプ次期大統領がすぐこれを表明された。予断を持ってないけれども、次期大統領としては非常にはつきりとした言明をすぐされたということについては、私は非常に残念だったというふうに思っています。

日口的首脳会議について伺います。新聞報道もありますが、日口的首脳会議で、プーチン大統領は北方四島の日口の共同経済活動について日口的首脳会議で話し合ったと会見で明らかにされました。そして、この会見の中でプーチン大統領は、北方四島はロシアの主権下に

あるということもはっきり言われました。

ところが、日口的首脳会議の我が政府の公式な報告の文書によると、プーチン大統領からのこの申出については言及がございません。それは各国共々のそれぞれの外交の事情がおありだと思えますが、報道にある北方領土における共同経済活動についてプーチン大統領から言及があったのか、なかったのか、その事実関係を外務大臣、お答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) 日本政府としましては、今日までも北方領土問題、平和条約交渉等につきましても具体的なやり取りを明らかにすることは一貫して控えていた、だいております。

今、交渉は行われています。交渉の本身、具体的なもの、これを明らかにすることは今後の交渉にも影響が生ずるものであると思います。よって、日本政府としましては、交渉のやり取りについて、何が取り上げられた等も含めて控えるべきではないと思っておりますし、この方針は今までも一貫しておりますし、これからも貫き通さなければならぬと思います。

報道で様々な発言も報じられていますが、今大事な交渉の最中であるからして、この方針は今後も貫いていきたいと考えます。

○福山哲郎君 いや、これは報道だけではないんです。プーチン大統領が会見をされて、御本人が話し合ったと言われたので確認をさせていただいているんです。私、これは新聞だけを読んで言っているわけではなくて、プーチン大統領が会見をされている事実について、事実があったのかどうかと。先方が、相手国が言っているわけですが、そのことの事実について認められるか認められないかということをお伺いいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) そういった御指摘に対しては、我が国としては先ほど申し上げました方針を一貫して貫いております。よって、御質問についてお答えするのは控えていた、だきます。

○福山哲郎君 しかし、日口首脳会議の政府側の

発表によると、プーチン大統領から、両国間の活発な政治対話、要人往来について前向きな指摘があり、また、安倍総理が提案した八項目の協力プランは日口関係を前進させる上で良いものであるとして、その具体化に言及、また、人的交流も更に伸ばしていきたい旨述べたとプーチン大統領の発言の概要が出ています。これ、政府の発表ですよ。この中になぜプーチン大統領が会見で言われている北方四島の日口の共同経済活動については言及が、じゃ、なかったんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど申し上げました北方領土問題、平和条約交渉問題についての発言について、政府としましては交渉中であるからして控えていた、だいております。その核心部分について控えるということについては方針は一貫していると思っております。

○福山哲郎君 しかし、経済分野における八項目の協力プランについては中身全部発表しているじゃないですか。交渉中じゃないんですか。

そのことについては事実を言えないということだったから、まあプーチン大統領が言われているので、そのことはそのことでロシア側の発言ということにしておきますが、しかしながら、四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結するというのは、我が国の基本的な交渉の立場のほうです。この北方四島での日口の共同経済活動というのはある意味でいうと日本の法的な立場を侵害する可能性がります。

私は、事実かどうか外務大臣が認めていた、だけはないので、答弁もいた、だけはないと考えながら伺いしますが、こういう報道にあるプーチン大統領の発言については、日本の今の交渉の立場とは相入れないということはお認めいただけますか。

○国務大臣(岸田文雄君) プーチン大統領の発言に対しての我が国の態度は先ほど申し上げたとおりであります。その上で、一般論として申し上げるならば、共同経済活動については我が国の法的立場を害さないということが大前提であるということ、これは従来から申し上げております。

○福山哲郎君 経済分野における八項目の協力プランの中の、極東の産業振興・輸出基地化という分野があります。この中には北方四島は含まれないという認識でよろしいですね。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の八項目の協力プランにある極東の産業振興・輸出基地化の中に北方領土が含まれるのかという御質問であります。これにつきましては、この中に含まれるのは、ロシア極東地域における農林水産業、港湾、空港整備、医療等につき個別プロジェクトの具体化を推進すること、これらを想定しております。北方領土を対象としたプロジェクトは含まれておりません。

○委員長(宇都隆史君) 時間ですので、おまとめください。

○福山哲郎君 はい、終わります。

北方領土は含まれていないということで、このプーチン大統領の言及されたものは日本の八項目とは別だという認識を確認させていただきました。

外交問題、いろいろ今動いておりますので、外交防衛委員会でもこれからもまた質疑させていただきたいと思っております。

終わります。以上です。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。私は、パリ協定について今日は質問させていただきます。

十一月七日から十八日まで、先週金曜日までですが、開催されていましてマラケシュでの気候変動枠組条約、COP22とパリ協定のCMA1、締約国会合の一回目が開かれたわけですが、その総括的評価はいかがだったのでしょうか。特に、我が国の国会承認が十一月八日となりまして、当初、オプザバー出席として我が国の存在感の低下が懸念されておりましたが、この点はどうであったか。またもう一点は、特にトランプ次期大統領が決まったことによつて、その影響がこの国会にであったのかどうか。まず外務大臣からその評価をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、COP22、そしてパリ協定のCMA1に対する評価ですが、今後のパリ協定の実施指針の策定交渉に向け一定の成果があったと受け止めています。具体的には、この実施指針等に関する議論を促進する観点から、指針の採択の期限、これが二〇一八年と決まりました。また、十五日のこのCMA1開始以降も含め、パリ協定の実施指針に係る交渉が我が国を含む国連気候変動枠組条約の全締約国の参加の下に行われ、今後とも全ての国が実施指針の検討に参加すること、これが確認されました。

我が国は、このCMA1を含むCOP22の場で積極的に議論に参加し合意形成に貢献できたことから、パリ協定の締約国として参加し得なかったことによる影響があったとは考えておりません。

そして、大統領選挙の影響ではありますが、COP22の場において、米政府代表団は会議の場で積極的に議論に参加しており、現政権の下での方針を維持していたものと承知しております。

○浜田昌良君 今大臣から総括的評価をいただきました。

まず、当初、CMA1が開かれると、我が国の協定上の立場がオプザバーであるがゆえに、そこでルールが全部決まってしまうと決定権がないじゃないかという話がありましたが、ルール自体が二〇一八年までに決定していくという期限が示された。あわせて、いわゆるパリ協定にまだ参加できていなくてもインクルーシブなアプローチを取ると。つまり、気候変動枠組条約の全締約国で議論していくということが確認された。大きな前進だったと思っております。

とはいっても、そして今外務大臣からは、現アメリカ政権が積極的に参加をしているのでその影響はそれほどなかったのではないかと話がありますが、いろんなマスコミ報道ではそうでない報道もあるわけでありまして。トランプ次期大統領はパリ協定を即離脱するという発言がありました。これはパリ協定上できないんですよ。いわゆる脱退のための通告は発効してから三年間は

できませんし、それから一年間たないと脱退はできない。ただ、実は上位条約である気候変動枠組条約はもう何年もたつていますから、これは実は脱退できるんですよ。そういうことで、アメリカが脱退するのではないかと懸念がNGOの方々からも聞いたりもするわけです。

そういう意味で、大臣はAPECの場にも参加されましたし、また、その後、ニューヨークにも立ち寄られたと聞いておりますけれども、この次期政権のバリ協定、温暖化対策に取り組む姿勢をどのように評価されているのか。また、そういう報道がある中で、アメリカに対して世界全体で地球温暖化対策を取り組むための日本としての外交努力、どのように取っていくのかについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、新政権の具体的な政策については、これまでいろいろな発言があり、いろいろな議論が行われているのは事実であります。今の段階で予断を持って申し上げることは控える、これが我が国政府の立場であります。

そして、パリ協定につきましては、既に発効しており、既に百か国以上が締約をしている、こうした状況にあります。そして、実施ルールにつきましても二〇一八年を目標に議論が行われる、こうしたことも確定をしております。その中にあると認識をしております。

是非、こうした条約に関する今日までの取組、これをしっかりと重視しながら、米国のこの問題については是非前向きな対応を取るべく議論を続けていかなければならない、このように考えます。

○浜田昌良君 京都議定書は、アメリカは署名しながらも参加できなかったという事実があるわけでごいまして、そういう意味では、引き続き地球温暖化対策、世界まとめるためにも日米間の対話を強めていただきたいとお願しておきたいと思っております。

そして、今までの答弁にございましたように、いろいろなルール作りが二〇一八年、一応二年間あるわけでありまして、この二年間、長いようで短いと思えます。特に、我が国が主導的にリードしたい分野、いわゆる二国間クレジット、JCMと言われているけれども、これについて国内的な議論が収められているのかどうか、ちよつと懸念を持っております。

経産省が、長期地球温暖化プラットフォームの検討の中で脱JCM、つまりODAやJ-BICを活用したJCMに代わる新たな削減策、つまり、二国間クレジットではなく、世界の削減貢献をパリ協定に位置付けるといふことに重点を移すという報道がありました。事実関係及びその趣旨、いかがでしょうか。

○副大臣(松村祥史君) お答え申し上げます。

浜田委員の御指摘は、恐らく十月二十八日に行われました第二回の海外展開戦略タスクフォースの議論を経ての報道を基にということであろうかと思えます。まず二国間クレジット制度につきましては、日本再興戦略二〇一六におきまして、二〇三〇年度までに五千万トンから一億トンの排出削減を掲げております。しかしながら、これまでのクレジット総発行量が二千二百トンと僅かでございます。幾つかの課題もあると思っております。例えば、クレジット発行量が少ない、高コストである、審査に時間がかかるなどのこういった課題があると。その点では、その効率化が急務であると考えております。

そのために、現在、海外展開戦略タスクフォースにおきまして、脱JCMではなく、JCMの効率化に向けて、補助金に依存しない民間主導プロジェクトの推進や国際協力銀行、いわゆるJBIC等の公的金融との連携の在り方等につき議論を行っているところでもございます。また、ODAによる削減効果の定量化を含めた検討も行っているところでございます。

今後とも、関係省庁とも連携をしつつ、検討をしてまいりたいと思っております。

○浜田昌良君 今、松村副大臣からの御答弁で、

決して脱JCMではないと、むしろJCMの効率化、補助金に依存しないJCMと答弁がありました。が、じゃ、そのイメージされているJCMというものは、いわゆるバリ協定上の六条二項の範囲の中でやるものなのか、範囲外でやるものなのか、どちらなのか御答弁いただきたいと思えます。

○政府参考人(高杉淳君) お答え申し上げます。六条二項の範囲の中でものを今考えているところでございます。

○浜田昌良君 今、高杉審議官から、あくまでも経産省は六条二項の中でやるという答弁がありました。つまり、これは大きなポイントでありまして、六条二項の中でやるということは、あくまでも国が決定する貢献、いわゆるNDCですね、この削減量としてカウントできるものと位置付けられるわけです。

むしろ、この外側でやるというアイデアも私聞いたことがあるんです。この六条二項というのは、あくまでもクレジットのやり取りになるんで使にくいんだと。特に今回は全世界の国々がいわゆる義務を負っているんで、一種の努力義務を負っているんで、クレジットをくれないかもしれない。よって、六条二項の外の十三条の七項というのは報告義務があるんですね。その中で、あの国が日本から貢献これだけ受けましたよと、その中でやってみようという考えもあるんですが、そうではなかったんですね。もう一度お願いします。

○政府参考人(高杉淳君) お答えいたします。

今副大臣から御答弁させていただいたものは、脱JCMではなくて、そのJCMの効率化というコンテキストで申し上げたことでございます。それ以外にも様々な日本の貢献をどうやって見える化していくかというようにも併せて検討しているところでございます。

○浜田昌良君 そうしますと、あくまでも経産省が長期地球温暖化対策プラットフォームの中で検討しているものは、六条二項の中でやるものもある

ば、六条二項の外でもやるものがある、ということなんですか。

○政府参考人(高杉淳君) そういうことでござい

ます。○浜田昌良君 ということで、日本のJCMというものが、六条二項でやるものもあれば、それ以外でやるものもあるという考えなんです。次に環境省の方にお聞きしたいと思えます。

まず、そもそも環境省で今までJCMをやったこと、それを受けては秋の行政レビューで指摘を受けたと聞いております。どのような指摘を受けたのか、また、それをどのように改善していくのか、御答弁いただきたいと思えます。

○副大臣(関芳弘君) 秋の公開レビューにおきまして、JCMにつきましては、その意義は重要であるとの指摘があった上で、次の三つの項目が指摘された次第でございます。

一つは、環境省と経済産業省の重複が見受けられますために、支援メニューの再考と重点化等を行うことというのが第一点でございます。二点目は、費用対効果が高く、民間主導プロジェクトにつながるような案件に国の支援を限定してはどうかと、それが二点目でございます。三点目は、両省の地球温暖化対策事業につきまして、政策の実現に向けてアプローチを共有して、効率的で効果的に事業を実施していくことなど合理化を図っていきなさいと、そのような指摘があった次第でございます。これが事実のまず認識でございます。

そして、以上を受けまして、我々環境省の方は、経産省と連携をしつつ、一つには、更に費用対効果を高めるための支援事業の要件を見直しをまずしていくこと、これが一点目でございます。もう一つは、民間資金を活用してJCMを実施する新たなスキームについて、それについても検討を進めていくこととございします。これによりまして、JCMをより一層効率化を図っていくこと、優れた低炭素の技術によりまして世界全体の排出削減を実施していくこと、そのような決

意を持つておるところでございます。

○浜田昌良君 今副大臣から御答弁いただきました。秋の行政レビューで指摘をいただいた、そして重点化、効率化していった、特に重要なのは環境省と経産省が本間にうまく連携していただくということなんですね。やはり、補助金でやる部分もあります。補助金から、より民間活力を使っていく、ODAを使う部分もあるかもしれない。そして、いわゆるJBICを使っているところと。

そういうものの流れをしながらうまくルール化、まず日本国内でこれやっていくということ、これを決めた上でないとルール化なんてできないわけですよ。日本は主導権握ろうと思うのであれば、まず国内でこういうパターンでJCM、貢献していくということであれば、実は国際的にはJCMを六条二項じゃなくて六条四項という、前の京都議定書のいわゆるCDMと呼ばれていました。たぎちぎちの制度で閉じ込めてしまおうという議論もあるんです。そういう議論をしている国もあるんです。そうすると負けちゃうわけですよ。

そういう意味では、まず国内でそういう日本の貢献が一番どのスタイルがいいんだと省庁がまとまって、そしてそのルールを国際の場で発信していくということが重要と思えますが、最後に外務大臣の御見解を聞いて、終わりたいと思えます。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘のように、このバリ協定第六、二及び三によつてJCM、位置付けられたと考えております。

我が国は既に十六か国とJCMの実施関係を構築するなど積極的に取り組んでおりますが、JCMを通じ、より効率的に案件を形成し気候変動対策に貢献するためには、不断の改善も必要であると認識をしております。

外務省としましては、関係省庁と連携しながらJCMの拡充に努めていきたいと思えますが、あわせて、JCMの経験と各国と共有し、これまでと同様の積極的な活用を担保すべく、バリ協定の実施指針の策定交渉に積極的に臨んでいきたいと

考えます。

○浜田昌良君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。南スーダンPKOについて、稲田防衛大臣にお聞きいたします。

第十一次要員が駆け付け警護などの新任務を付与されて現地に到着をいたしました。政府は、新任務付与に関する基本的考え方の中で、南スーダンPKOが参加五原則を満たしているのか、PKO法上の武力紛争が発生しているかどうかはマシヤール派が武力紛争の当事者であるかどうかを判断材料として、同派は系統立った組織性を有しているとは言えないこと、同派により支配が確立されるに至った領域があるとは言えないこと、南スーダン政府と反政府派双方とも事案の平和的解決を求める意思を有していること、この三つを挙げました。

それに関して、手元に三枚の資料を配付したんですが、一枚目は、今回派遣をされた第十一次要員の家族に対する説明資料のうち、南スーダン情勢を地図で示したページです。二枚目は、今年五月に派遣された第十一次要員の家族説明資料の同じページ、昨日提出を受けました。そして、三枚目は、この十次要員のときの資料への情報公開請求に対して防衛省が黒塗りで出したものであります。

なぜ黒塗りを外してちゃんと提出できる資料を、情報公開請求に対しては黒塗りで出したんでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 第十次要員の家族説明会資料については、情報公開請求を受け、本年六月初旬に一部開示決定を行っております。

御指摘のページにつきましては、南スーダンに係る情報として、現地の各種報道資料に基づき反政府派支配地域等と記載されていますが、当時はマシヤール前第一副大統領がジュバに帰還し、国民統一暫定政府が発足したばかりであり、南スーダンに関する情報としてこのような記載内容を六月初旬の段階で公にすれば、南スーダンに不利益

を与え、我が国と南スーダンとの間の信頼関係が損なわれるおそれがあったため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第三号に該当すると判断し、不開示としたところでございます。

他方、開示決定以後七月には、御承知のとおり、政府側と反主流派との間で武力衝突が発生し、我が国政府としても南スーダン情勢については可能な限り国民の皆さんに説明するべきであるとの考えの下、国連による公表情報等も参考にしつつ、北部での衝突事案の発生等の厳しい南スーダンの治安情勢等についても明らかにしていることもあり、当該ページを公表したとしても南スーダンとの間の信頼関係が損なわれるおそれがなく、開示しても支障を来さないと判断して開示をしたわけでございます。

○井上哲士君 黒塗りされていたのは地図ですが、そこにありますように各種報道資料等なんです。何でもこんなものを隠す必要があったのか、今の答弁では納得できません。

そして、この二つの資料を見比べますと大きな違いがあります。今回の十次要員用の資料の表題は反政府派の活動が活発な地域、そして地図上でユニティ州などを赤く塗ってその地域を示しています。二〇一六年八月一日時点とされています。

一方、十次要員用の資料は政府派・反政府派の支配地域となっており、地図上で赤く塗った地域は同じですけれども、そこは反政府派の支配地域とされており、こちらは二月一日時点とされていますが、なぜ今は反政府派が支配する地域がなくなつたのか。二月から八月の間にどんな大きな情勢の変化があったというんでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 十次要員の家族説明会資料の当該ページは、当時の反政府勢力の活動が活発な地域が自衛隊から活動するジュバとは地理的には離れているということを示すために作られたものでありましたが、現地の報道等各種情報を引用し、現地の情報、各種報道が使っている

ところの支配地域との表現を用いたわけでありますが、しかしながら、南スーダン情勢に関して隊員家族の間に誤解を生じかねない不正確な記述でもありました。そのため、陸幕を通じて資料の修正を指示し、第十一次要員の家族説明会資料からは修正した資料を使用しているところでございます。

政府としては、従前から説明しているとおり、紛争当事者の要件であるところの支配が確立されるに至った領域があるか否かについては、支配地域の規模、支配期間、支配の実効性といった要素を総合的に勘案して個別具体的に判断する必要があると考えておりますが、現地に派遣されている要員からの報告や我が国大使館、国連からの情報等を総合的に勘案いたしますと、これまでにマシヤール前第一副大統領派により支配が確立されているに至った領域があるというふうには認識はいたしております。

○井上哲士君 今説明あつたように、この反政府派の支配地域があるかどうかというのは五原則が維持されているかどうかの基本的な指標、たとえさん答弁してきたんですよ。それを反政府派が支配している地域があると、こういうことを家族に堂々と説明をした、その上で十次要員を派遣をした。つまり、参加五原則が崩れていると認識をしたが、それを承知で派遣をしたと、こういうことになるんじゃないですか。

大臣、大臣、大臣の答弁なんだから、大臣。○国務大臣(稲田朋美君) そのような判断はいたしておりません。

先ほど申し上げましたように、紛争当事者が新たに現れる、すなわち今回南スーダンに派遣をしておりますPKOの活動は、南スーダンが二十年にわたる紛争を終えて、そして南スーダンと元々のスーダンとの間の停戦合意が成立をして、そして新たな国づくりのために派遣をしているわけでありまして。

PKO五原則との関係で申しますと、新たに紛争当事者が現れ出るような場合がある、そして武

力紛争が発生するような場合があれば、そもそもその根底が覆されて憲法上問題がありますけれども、いまだマシヤール前副大統領がそういった確立した領域を有しているかといえ、支配地域の規模、支配期間、支配の実効性といった要素を総合的に個別具体的に判断をした場合、マシヤール前第一副大統領派により支配が確立されるに至った領域があることは認識をしております。したがって、第十次要員が派遣される場合においても、紛争当事者が現れたとは認識しておりません。

○井上哲士君 そういう認識と全く違う説明を家族にしていたということですよ。そんないいかげんな説明をして出したんですか。そのことが問われるわけですね。

そもそも、当時は一応和平合意は保たれていて、PKO派遣五原則が満たされていたかどうかは大きな世論になっていまして。しかし、七月にあるジュバでの衝突が起きて、事実上内戦状態にある、こういうことの中で大きな注目が集まってきた。そういう中で五原則は崩れていないと強弁をして、更に派遣をする。そのためにはマシヤール派の支配地域がないということにしなければ説明が付かない、だから言い換えた、こうやって糊塗したんじゃないですか。

○国務大臣(稲田朋美君) そういうことでは全くありません。

そして、そもそもマシヤール氏は、現在、南スーダン国外に逃亡をしております。代わって、タバン・デン氏が反主流派を代表する形で、現在、第一副大統領を務めているわけでありまして、南スーダン国民統一暫定政府は維持され機能していること認識され、紛争当事者が新たに現れ出たという状況ではないというふうに認識しております。

○井上哲士君 二月よりも八月の方が更に事態は悪化しているんですよ。それを何か改善されたかのようにこの説明資料の中身を変えて家族に説明をする、本当に許せないと思うんですね。

実態は、今の、一般的に治安悪化ということではないんですね。国連事務総長の報告でも、最も顕著なのは政府軍が反政府軍のメンバーの追跡を行った中央エクアトリアだ、この反政府勢力との交戦によって多くの事案で著しい数の犠牲者が生じ、一般市民が標的にされた、地域の司令官の間の同盟関係が変化した結果、しばしば政府軍と反政府部隊が衝突した、北部ユニティや上ナイル及び東部ジョングレイでも不安定な状況が強まっている。つまり、反政府派と政府派の衝突がこの地域で更に広がっているんですよ。こういう事態を覆い隠して派遣をした。

私は、もう既にこの五原則は破綻をしている、崩壊をしていることは明らかだと思えます。直ちに撤退を求めて、質問を終わります。

○浅田均君 日本維新の会、浅田均です。私は、先頃閣議決定されました南スーダン国際平和協力業務の変更についてお尋ねいたします。まず、これ、先ほどから話題になっておりますが、新任務付与に関する基本的な考え方、これの英語バージョンがないのはどうしてでしょうか、防衛大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) 政府として、これまで全ての文書について英訳を作成しているというわけではありません。新任務付与に関する基本的な考え方については、国内法上の整理を中心に、主として日本国民向けに分かりやすく説明するために作成されたものであり、国連等に対し説明することが必要な部分の内容については、既にこれまで様々な機会を捉えて説明をしているところでございます。

○浅田均君 何で英語バージョンがないのかお尋ねしました。これ、南スーダンというのは、調べたら、公用語は英語になっているということですね。

それで、この基本的な考え方、この三番目の上にクレジットが付いて、これ「いわゆる「駆け付け警護」と書かれているんですね。これ、いわゆる駆け付け警護というふうな日本語、

これ 語源をたどりますと、閣議決定、二〇一四年七月一日の「Cabinet Decision」という、これは英訳があるんです。この英訳の中に非常に妙な英語が出てきて、これ五ページ目ですが、「so-called “kake-tsuke-keigo”」これはハザン式ローマ字で書かれてあるんです。「so-called “kake-tsuke-keigo”」で、括弧つ「coming to the aid of geographically distant unit or personnel under attack」って書いてあるんですけど、これ、概念の説明はあるんですけども、言葉がないんですよ。だから、ここからまた引つ張つてきつ「so-called “kake-tsuke-keigo”」になつていゝわけです。

スーダンに自衛隊の方行かれています。そういう事態が生じて、新たに付与された駆け付け警護をやっていると、これ、スーダンの方々、とりわけスーダンの兵隊さんにアワ・ミツシヨン・イズ・カケツケケイゴ言うて分かりますか。分かってほしい。だから、何でも英語がないんかといつて聞いているんです。

○政府参考人(辰巳昌良君) 当然、駆け付け警護について、それはUNMISSの司令部等にも御説明をしています。その際には、当然、法律の条文等に従いまして、緊急の要請に従って国連関係者の、あるいは支援者の関係者の保護ということと、というふうな御説明をし、分かるようにしているところだと思います。

おっしゃるように、まさに駆け付け警護というのは、ある意味英語には直しづらいものではないかと思いますので、いわゆる駆け付け警護というふうな形で、これを外国に説明するときには、そういう形で丁寧に御説明しているところがございます。

○浅田均君　現場に行つてカケツケケイゴなんて言うんですか。オモテナシというのはインターナショナルになつたかも知れませんが、カケツケケイゴなんて、これインターナショナルにはな

何でこういう表現になってしまったかというのは、普通、ROEというのがありますよね、交戦規定、ルールズ・オブ・エンゲージメント。これで例えばウエポنز・ホールドとかウエポنز・タイト、ウエポنز・フリー、それぞれの隊員さんが武器をどういうふうに使っていいかという、交戦規定って言われていますけれども、これを直接使うことができなかったから、あえてこういう言葉を使ったんではないかと私は思っているんです。佐藤先生に聞いた方がよく分かるかもしれないんですけど、答弁者にはなっておられませんの

本当に、相手国とか国連とかに対してそういう説明されるというのは分かるんですけど、現場でこういう言葉がない、対応する言葉がないということ、隊員さん困りませんか。

○政府参考人(辰巳昌良君) 隊員には、この駆け付け警護について、まさにその手順とか、それから武器使用の仕方等についてそれはもう丁寧に説明するとともに、現地でも使えるような英語も含めて教育訓練をしっかりとしておりますので、現場で困ることはないというふうに認識しています。

○浅田均君　今、そういうお答えですけれども、軍関係者はいいですよ、まあ。隊員の方はいいですよ。でも、向こうの南スーダンの軍、あるいは現地の人、もしそういう人が、現地の人がそこに入っていて、日本の自衛隊の方がそこに行かれて、何のため、何のミッションで俺らはこんなんやってんねん言われて説明求められたときに、カクツケイゴで分からへんでしょう。だから、そういう言葉をあえて作らなければならないと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(辰巳昌良君) 駆け付け警護につきましては、政府が示しております基本的考え方の中でまさにその駆け付け警護の内容について御説

それは、先ほども大臣の方からも説明したとおり、自衛隊の施設部隊の近くで活動関係者が襲われて、速やかに対応できる国連部隊等がないという極めて限定的な場合で、緊急の要請を受け、人道性及び緊急性に鑑み対応する、能力の範囲内で対応する、そういうことを向こうにおいて、現地において、英語において丁寧に説明することによって理解が得られると考えています。

○浅田均君 あかね 緊急を要する事態で行っているんですよ。そこで丁寧に説明している間にぼんぼん撃つてこられるんですよ。だから、私たちのミッションは何ですかと言われて、ぱつと答えるカケツケケイゴなんて分からへんでしょう。だから、それに対応する英語が必要ではないかと、言っているんですよ。

○委員長（宇都隆史君） どなたがお答えになりますか。

○政府参考人(辰巳昌良君) 繰り返しになりますけれども、いわゆる駆け付け警護について、それを英語でしっかりと、英語で分かるように、相手方が分かるように、今申し上げたように、駆け付け警護というのはこういうものだということをまず説明をして、それはまさにU.Nの関係者とが国連の関係者に説明することによって理解を得られるものというふうに認識をしております。

また、その現場において使う言葉については、
 どのような言葉を使って例えば現場で対応すべきか
 というのは訓練の中でちゃんと教えているところ
 でございますので、実際の場面において適切な英
 語を使って、これは訓練のときにも大臣にも見て
 もらいましたけれども、しっかりとした英語を使
 いながら訓練をしていましたので、十分対応でき
 ると認識しています。

○浅田均君　こっちは対応できて、向こうの現場の、現地の方がお分かりになるかということでお尋ねしているんですよ。こっちの問題ではな

○国務大臣(稲田朋美君)　しっかりと駆け付け警護の内容については国連や南スーダン政府に説明する必要がありますと思います。

私も今答えましたようにその訓練見ましたが、これは駆け付け警護だということを叫んで対応するというのではなくて、緊急的な要請に基づいて保護をしに行くわけです。私たちが今やっているのはカケツケイゴと言う、そういう状況ではないということでもありますので、しっかりその内容や要件等は説明してまいりたいと思います。

○浅田均君　その概念を理解したから、これはこういうミッションが必要だということでオーダーが出るわけでしょう。だから、考えてやっているわけではないとおつしやる御答弁は極めて不適切だと思えますしね。

だって、何や分からぬで行つて、それで、あれはこれやつたんと後で整理できるんやつたらいいですけど、整理できないことがいろいろ起きるわけでしょう。いろいろ起きるからこういうデューティーといふかミッションも加える必要があると

いうことで駆け付け警護というのをお加えになつた。そういう気持ちは分かるんですけども、その理解が不十分であれば、現地の人が、これ何のために来てるんやろと分からへんときがあつて、自分たちが、助けに来てくれているのに、襲われてるというふうな思いをされる可能性もあると、これは否定できないです。

だから、そういう言葉が必要であつて、元々駆け付け警護というのに対して……

○委員長(宇都隆史君) 時間ですのでおまとめください。

ておく必要があった。それをやらなかったからいまだにそれ引きずっているということなんです。対応をよろしく願います。

○委員長(宇都隆史君) 以上で質問よろしいですか。

○浅田均君 はい。

○アントニオ猪木君 元気ですか。元気があれば、秋もやってくるということで、桜前線は南から上がってきますが、紅葉は北から下へ下りてきてまして、この国会の周りもイチョウが見事にきれいに色づいています。残念ながら香りがありませんね、イチョウカオリと言いますけど。

十一月十八日、防衛大臣が自衛隊に駆け付け警護と、今、駆け付け警護の話になりましたが、新任務付与の命令を下して、二十日には先発隊が南スーダンに向け出発しました。活動範囲は首都ジュバと周辺のみということですが、ジュバでは七月に大規模な戦闘があつたばかりです。

安保関連法案が三月に施行されたばかりですが、今の自衛隊に今回の命令を遂行する余裕はあるのでしょうか。戦闘地域の活動を樂觀視しない方が、もうちよつと深く情報を詰めた上でこの新任務付与を取つたらいかがかと思いますが、大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(稲田朋美君) 過去にも、自衛隊が東ティモールやザイールに派遣されていたときにも、不測の事態に直面した邦人から保護を要請されたことがあります。その際、自衛隊はそのための十分な訓練を受けておらず、法的な任務や権限が限定されていた中でも、できる範囲で現場に駆け付け、邦人を安全な場所に輸送するなど、邦人の保護のために全力を尽くしてきました。

実際の現場においては、自衛隊が近くにいる助けられる能力があるにもかかわらず何もしないというわけにはいかないと思います。しかし、これまで緊急の要請に応じて活動関係者の保護を行うための明確な法制度がなかったため、そのしわ寄せは結果として現場の自衛隊員に押し付けられてきたわけです。本来あつてはならないと思います。駆け付け警護は、こうした状況を改善する必要があります。

があることから、昨年九月に成立をした平和安全法制によって駆け付け警護を可能としたものです。実際の活動現場におけるこのような状況を一刻も早く改善する必要があるとの認識の下、法成立後は、関係規則類を整備し、必要な訓練を積み重ね、先般、部隊の練度が新たな任務に十分対応可能なレベルに達していることを確認をいたしました。

このような点のほか、現地の情勢などを慎重に見極めながら、法的要件であるところの受入れ合意が安定的に維持されていると認められることを確認をして、総合的に検討した上、今般、第十一次隊に駆け付け警護の任務を付与することを決定をしたわけでありです。そのタイミングが早過ぎたというわけではないというふうに考えております。

○アントニオ猪木君 丁寧な御説明ありがとうございます。

九月に発生した北朝鮮の北部の洪水被害について、北朝鮮は軍隊総出で全ての復旧を、物資の調達もできているという話を聞きました。二万人近くが被害で家をなくしたという、そういう中で復旧が、冬になる前にということ、もう完成したと聞いております。

国連の制裁もありますが、中国の丹東、あるいは北朝鮮の新義州市というんでしょうかね、中朝友誼橋という橋がありますが、そこから物資がどんどん入っているという話も聞きました。

日本政府、今回は洪水の被害に対しては北朝鮮の支援は見送るということになりましたが、先日私が入手した情報によりますと、日本赤十字が国際赤十字を通して一千万円寄附したという話を聞きました。それは事実でしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 八月末からの台風十号により北朝鮮北東部で発生した水害被害に対し、日本赤十字社は、国際赤十字・赤新月社連盟を通じて一千万円の資金援助を実施したと承知をして

おります。

○アントニオ猪木君 そういう世界的、北朝鮮に限らず、人道的な支援ということは、私のいつも言っていることは、この同じ時間に地球上に生まれ、そして生きていくという、それは日本に限らず、世界のどこへでもそういう不幸があれば支援をしていく。ただ、日本は今、経済的にもなかなか昔とは違うと思います。

そこで、一つのドアを開いておくということが非常に私がいつも言い続けていることなので、北朝鮮という、非常に厳しい状況の中で、今回の、拉致問題も一つ扉をそういうきつかけで開けるといっても一つの手ではないかと思えます。

そこで、解決の糸口がつかめたのではないかと、ということで、外務大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、北朝鮮との交渉に当たりましては、従来から、対話と圧力、行動対行動、こうした原則に基づいて臨んできております。ただし、ストックホルム合意に基づく調査が開始されてから二年以上たつた今も拉致被害者の帰国に向けた具体的な進展は示されておられません。

このような状況を踏まえれば、北朝鮮が真剣に対話に応じるよう厳しい圧力を掛けることが必要であると考えております。よって、政府としましては、現時点で北朝鮮に対する御指摘のような支援を行う考えはありません。我が国としては、対話と圧力、行動対行動、この原則の下、ストックホルム合意に基づいて、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現するべく、引き続き全力を尽くしていきたいと考えております。

○アントニオ猪木君 一寸先は闇という言葉がありますが、私はいつも一寸先はハブニングと、何が起きるか分からないということで、今のトランプ大統領候補の話もこの間委員会の方でも話をさせてもらいましたが、そういう意味では、外交と

いうのはいろんな多方面においてのチャンネルを広げておくというのも大事だと思います。

そこで、もう時間ですが、大丈夫ですかね。

○委員長(宇都隆史君) まだもう少しございます。

○アントニオ猪木君 今、時間余して困っているんです、本当は。

○委員長(宇都隆史君) 終わっていたとしても結構です。

○アントニオ猪木君 まあPKO五原則とかいろいろ資料もありますけど、とにかく、ちょうど変わっていく中で、日本の役割というのをしっかりと我々もこの場でも議論をさせていただいて、次の時代にバトンタッチができるように、そんな思いで、今日はありがとうございます。

○伊波洋一君 沖縄の風の伊波洋一です。

沖縄米軍北部訓練場へのオスプレイパッド建設工事について伺います。

世界自然遺産級の貴重なやんばるの森を壊して今防衛省が行っているオスプレイパッド建設が、多くの沖縄県民の怒りを増幅させています。

沖縄防衛局は十月二十八日に県に対し、歩道の整備についての環境影響評価図書、アセス文書を提出しました。これについて県は、平成十九年二月のアセス手続の環境影響評価図書にも記載されていない新たな工事であり、自然環境への影響が増幅するもので実施すべきではないとの意見を提出しました。

北部訓練場内に国指定の天然記念物を始め希少生物種が多数生息しております。歩行訓練ルートは整備については、県も言うところ、平成十九年のアセスには記載されていない新たな工事であり、天然記念物保護の観点から文化財保護法に基づき事前協議が必要ではないかと考えます。

文化庁は、歩行訓練ルートに関して事前協議を行いましたが。

○政府参考人(藤江陽子君) 現在実施されており

ます歩行訓練ルートの整備について、改めての防衛省との間での協議は行っておりません。

文化庁といたしましては、那覇防衛施設局長に對しまして、事業の実施に際し、工事中及び供用後のモニタリング調査の結果を適宜沖縄県教育委員会へ報告し、必要に応じ対策をとることなどを依頼しているところでございまして、このモニタリング調査の結果を踏まえ、沖縄県教育委員会と連携を図りつつ対応を検討することが適当と考えております。

○伊波洋一君 私は、この歩行訓練ルートのアクセスの開示を求めましたところ、防衛省は十一月三十日まで開示できないと文書で回答しています。同時に、この中で、貴重な動物種の確認地点があることも認めています。しかし、このようなことがこの国会の場で議論できない、チェックできないということについては、まさに国会軽視であり、この場を借りて抗議をします。

文化庁は、歩行訓練ルートに貴重な動植物が生息していることを把握していますか。天然記念物保護の観点から事前協議を行うべきではないですか。なぜ行わないのでしょうか。

○政府参考人(藤江陽子君) 北部訓練場ヘリコプター着陸帯及び進入路の設置については、平成十九年に行った協議で、歩行訓練ルートの改変も含め回答しているところでございます。

○伊波洋一君 それでは、平成十九年に行えば、あとは防衛省がどういふことをやっても文化庁は何ら関心を示していないということでしょうか。

○政府参考人(藤江陽子君) 先ほどもお答え申し上げましたとおり、その際の回答におきまして、防衛施設局長に對し、事業の実施に際し、工事中及び供用後のモニタリング調査の実施、それからその結果を適宜沖縄県教育委員会へ報告し、必要に応じ対策をとることなどを依頼しているところでございまして、これに基づいて対応をすることが適当と考えているところでございます。

○伊波洋一君 当初はこの歩行ルートは手作業で工事をする、しかし今回は重機も入れて工事をする、そのために幅三メートルまで拡大をして、何メートルかの歩道を確保すると、完全に違う工事になっています。このようなことに對して、やはりこのような態度では私たちはこの貴重な自然は決して守れないと、このように思います。

十一月十一日、東村、国頭村、沖縄県は連名で、オスプレイパッド建設工事に関するアクセスはCH53ヘリを対象に行われたことから、オスプレイを対象としたアクセスの再実施を求めました。十一月十六日には県の意見書で防衛局に改めて再アクセスを要請しております。

防衛大臣、再アクセスを実施すべきではありませんか。

○政府参考人(深山延暁君) アクセスメントにつきまして、その内容をまず私の方から御説明したいと思っております。

北部訓練場ヘリパッド移設工事は、法的に義務に環境影響評価を実施しておりまして、この環境影響評価においては、ヘリパッドにおいて発生する下降気流の風圧について、米軍の協力を得て実際にCH53を飛行させ測定を行っております。これによれば、森林の内部において風圧の影響は低減され、林内環境が一定に保たれることは分かっております。

また、オスプレイの下降気流、ダウンウオッシュについては、米軍の環境レビューにおいても公共の安全に関するいかなる問題も生じないとされておりまして、また、エンジンからの下向き高温排気については、その構造上オスプレイのみに見られる特徴ですが、米側からは、エンジンの排気方向を制御し直接地面に当たらないようにする排気デフレクターの使用により、火災が発生する可能性は極めて低いとされておりまして、米軍の環境レビューにおいても訓練場等の

着陸帯において安全に運用できると分析されております。

さらに、防衛省としては、自主的に行っている環境影響評価により、貴重な植物種を事前に移植しているほか、ヘリパッド周辺の森林の乾燥を防ぎ環境への影響を低減するため、ヘリパッドに早期緑化を目的として張り芝を行ったり、ヘリパッドの周辺の無障害帯に植栽を行うなどの環境保全措置をとっているところでございます。

いずれにいたしましても、防衛省といたしましては、自主的に行っている環境影響評価で実施する事後調査においてオスプレイ等の運用を踏まえた騒音、植物、動物等の調査を実施することとしておりまして、これにより適切に対応できるものと考えておるところでございます。

○伊波洋一君 防衛省は、二〇一二年六月のオスプレイレビューに基づく防衛省パンフレットでも、ホバリング時やエンジンテスト時にはCH53ヘリよりオスプレイの方が騒音が大きいということとを認めています。また、この防衛省パンフレットは、従来のヘリコプターとの違いとして、オスプレイは下降気流や、排気ガスによって火災が起きる可能性を項目立てて説明しています。既にオスプレイが運用始まっているN4において、CH53やオスプレイの下降気流や熱排気の及ぶ範囲については事後調査報告もされていません。

そういう中で、オスプレイの下降気流や熱排気、低周波振動を、環境に及ぼす影響について再アクセスなしにどのようにして評価することができるとですか。

○政府参考人(深山延暁君) 今N4地区におきまして御指摘がございましたので、一点、N4地区の事後調査について御報告いたしますと、平成二十六年にN4地区の事後調査を実施しておりますけれども、N4地区は実はもう供用されているところでございますが、無障害物帯の縁から外側五十メートルの範囲内で調査を行ったところによ

りますと、二つヘリパッドを提供いたしました、森林内の植物種については、一つ目のヘリパッドの周辺では環境影響評価時の十九種から二十六種に、二つ目のヘリパッド周辺では二十四種から二十七種にそれぞれ種別は増加しておったということが確認されています。また、森林内の気温、湿度についても異常な数値は示されておらなかったということがございまして、我々の調査におきましては、既に提供しましたところについて環境の悪化の傾向は認められませんでした。

繰り返しになりますが、このように事後調査を行うことによりまして、オスプレイ等の運用を踏まえた騒音、植物、動物等の調査を実施します。これによりまして適切に対応できるものと考えておりまして、我々としては環境影響評価を再度初めから行うという必要があるとは考えておりません。

○伊波洋一君 文化庁は、防衛省のモニタリング調査の結果を踏まえて対応を検討すると繰り返しています。

では、〇七年のアクセスの水準と比較対照すると理解してよいのですか。その上で、〇七年アクセスより天然記念物等の確認数が減っている場合は、文化庁としては、天然記念物保護の観点から、北部訓練場での米軍への運用提供を断るなどの改善を求めると理解してよいのですか。そして、防衛省も同様に考えていますか。

○政府参考人(藤江陽子君) ヘリコプター着陸帯及び進入路の設置の供用後のモニタリング調査につきましては、沖縄防衛局において適切に実施いただけるものと承知しております。調査の範囲ですとか、あるいは方法につきましては沖縄防衛局において検討いただく内容と考えておりますが、当該区域に生息する希少な動物等に関する専門家の意見等も取り入れながら、施設供用後のモニタリング調査を適切に行っていたきたいというふうに考えております。

○政府参考人(深山延曉君) 補足申し上げますと、沖縄県教育委員会には既に平成二十六年十二月二十四日、平成二十七年八月四日にそれぞれ事後調査報告書を、県に提出しました事後調査報告書を使用いたしまして、希少種の確認状況について御説明をさせていただいているところでございます。

今後とも、このような御報告を続けまして、適切に対処してまいりたいと考えております。

○伊波洋一君 もう時間ですから終わりますが、モニタリングの結果がどうなるかということは改めてまた質問させていただきます。

○委員長(宇都隆史君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

外務大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(宇都隆史君) 次に、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。稲田防衛大臣。

○国務大臣(稲田朋美君) ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省職員の給与について、平成二十八年度の官民較差に基づく改定を実施するため、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額について引き上げることとしております。

第二に、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に係る学生手当及び期末手当等について引き上げ

ることとしております。

このほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切替え措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給月額の改定、自衛官及び事務官等の勤勉手当の支給割合の引上げ等につきましましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によつて、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(宇都隆史君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、憲法違反の戦争法(安保法制)の即時廃止に関する請願(第三三三三号)

一、戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願(第三四九号)(第三五七号)

一、辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願(第三五八号)

第三三三三号 平成二十八年十月十四日受理

憲法違反の戦争法(安保法制)の即時廃止に関する請願

請願者 埼玉県川口市 大須賀操 外千八百五十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三四九号 平成二十八年十月十七日受理

戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願

請願者 埼玉県羽生市 三木茂 外二百五十名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五七号 平成二十八年十月十九日受理

戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願

請願者 さいたま市 大石盛暉 外五百八十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五八号 平成二十八年十月十九日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 さいたま市 大田次郎 外四百六十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

十月二十八日左の請願は環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託替えされた。

一、TPP協定を今国会で批准しないことに関する請願(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇一号)(第一〇二号)(第一〇三三三号)(第一〇四号)

(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、安保法制(戦争法)を、南スーダンPKOに参加する自衛隊に発動せず、速やかに廃止す

ることに関する請願(第四〇九号)

一、市ヶ谷記念館の展示改善に関する請願(第四一四号)

第四〇九号 平成二十八年十月二十六日受理

安保法制(戦争法)を、南スーダンPKOに参加する自衛隊に発動せず、速やかに廃止することに関する請願

請願者 青森市 須藤アサ 外千九名

紹介議員 田名部匡代君

平和安全保障関連法は、憲法第九条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。その内容は紛れもなく戦争法である。今最も懸念されるのは、この法律が南スーダンPKOに派遣している自衛隊に初めて適用されようとしていることである。南スーダンは、今、大統領派と反大統領派の戦乱が拡大し、国連によるPKO増員を南スーダン政府自身が拒絶するという状況である。PKO部隊の死傷者も生まれ、自衛隊の宿営地にも複数の弾痕が確認されるなど戦乱状況が悪化している。この地域で新たに任務を拡大し、安全確保業務や駆け付け警護などを行えば、自衛隊員が殺し殺される現実的な危険性が生まれてしまう。報道では、この任務は青森の自衛隊に対して最初に付与されるとされている。青森の自衛隊員が遠くアフリカの地で殺し殺される危険に直面していることを黙って見ていくわけにはいかない。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、南スーダンPKOに参加する自衛隊に、「平和安全保障関連法」の発動をしないこと。

二、戦争法である「平和安全保障関連法」を速やかに廃止すること。

第四一四号 平成二十八年十月二十七日受理

市ヶ谷記念館の展示改善に関する請願

請願者 石川県小松市 飯正敏 外二名
紹介議員 福島みずほ君

市ヶ谷記念館は、防衛省庁舎B棟西側にある施設である。本記念館を構成している旧一号館大講堂は、極東国際軍事裁判(以下「東京裁判」という)法廷の遺構であり、平成十年、防衛省(当時は防衛庁)が港区松町から新宿区市谷本村町の現住地に移転する際、市ヶ谷台旧一号館保存運動が起り移設復原したものである。現在、防衛省は本記念館を中心に見学ツアーを実施しているが、現行の展示は東京裁判の歴史的重要性を伝える内容とは言えない。市ヶ谷台旧一号館保存運動の目的及びその運動の結果、参議院本会議で採択された歴史が刻まれた建造物としての一号館の保存に関する請願(平成六年)の趣旨が東京裁判の歴史的重要性にあったことは明白であり、これを踏まえ

ると本記念館の現状は誠に遺憾な事態である。平成二十二年十一月、ドイツ連邦共和国は、「ニュルンベルク国際軍事裁判」法廷上階にニュルンベルク裁判記念館を建設した。同館では、実際に使用された被告席や当時の映像資料のみならず、東京裁判の展示もある。その開館式典で独外相は、過去を知らずして過去から未来のために学ぶことはできないと述べ、世界史上で重要な役割を果たした裁判をその現場で後世に伝えていく意義を強調したと伝えられている。このようなドイツの姿勢を鑑みると、なお一層、本記念館の現状を座視することができない。本記念館を構成している旧一号館大講堂は、戦前、陸軍士官学校、大本営陸軍部等に使用された第一級の戦争遺跡でもある。防衛庁の市ヶ谷移転という偶然の結果、しかも、本来は消滅する運命であったにもかかわらず、奇跡的に生き残ることができたのである。さきの大戦の裁きを受けた場所が防衛省構内に現存するといふ事実は世界でも類例がなく、歴史的、文化的、政治的に見ても貴重な施設である。本年は東京裁判開廷七十周年に当たる。市ヶ谷記念館

の展示内容をその歴史的重要性にふさわしいものに変更し、有効活用を図ることが目下の急務である。ついては、次の事項について実現を図られた

一、東京裁判の裁判官、検察官、弁護人、被告人の肖像写真とそのプロフィールを館内に展示すること。

二、極東国際軍事裁判所憲章などを含め、裁判の経過を図示し、その中で検察官の主張、弁護人の主張、被告人の主張、裁判官の判決を館内に展示すること。

三、東京裁判に関する内外の公刊資料を収集し、館内に展示すること。

四、東京裁判に関する映像資料(記録映像)を館内で上映すること。

五、「市ヶ谷記念館」設立の由来に、歴史が刻まれた建造物としての一号館の保存に関する請願採択(平成六年一月)がなされたことを明記すること。

六、大講堂内に当時の法廷を復原すること。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願(第四五八号)

一、核兵器全面禁止に関する請願(第四五九号)

一、辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)

一、安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願(第四六三号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四六七号)(第四六八号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七二号)(第四七三号)(第四七四号)(第四七五号)

号)(第四七六号)

一、戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一号)

一、米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、沖縄県内移設の中止に関する請願(第五八八号)

一、沖縄に新しい基地を造らせないことに関する請願(第五八九号)

一、戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願(第六〇一号)

第四五八号 平成二十八年十一月四日受理

戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願

請願者 東京都目黒区 平山雪野 外四百九十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四五九号 平成二十八年十一月四日受理

核兵器全面禁止に関する請願

請願者 埼玉県蓮田市 相田ヤイ 外九十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第四六〇号 平成二十八年十一月四日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 埼玉県本庄市 黒沢昇 外百九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第四六一号 平成二十八年十一月四日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 茨城県神栖市 山中信幸 外六千八百七十七名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第四六二号 平成二十八年十一月四日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 兵庫県明石市 藤原伸行 外六千八百六十四名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第四六三号 平成二十八年十一月四日受理

安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願

請願者 福井県小浜市 林美夏 外千三十三名

紹介議員 井上 哲士君

政府は、十一月からの南スーダンPKOへの陸上自衛隊派遣部隊に付与する新任務として、駆けつけ警護と宿营地共同防護を具体化し、任務遂行のための武器使用を拡大しようとしている。安保法制(戦争法)を発動し、自衛隊に新任務を加えれば、憲法が禁じる海外での武力行使に踏み切ることにになり、自衛隊が殺し殺される初めてのケースになる危険性が極めて高くなる。しかも、南スーダンはマスコミ報道でも明らかに紛争状態にあり、自衛隊派兵の前提が崩壊している。昨年九月に安全保障関連法を安倍政権は数の力で強行成立させた。しかし、時事通信の八月の世論調査では、安全保障関連法の内容について理解が進んだかとの問いに「進んだとは思わない」と答えた人が七六・〇%、同法成立により日本が海外の紛争

に巻き込まれる危険が「高まったと思う」との回答は五五・九％に上っている。平和主義をうたう日本国憲法を持つ日本が今やるべきことは、駆けつけ警護などの新任務の付与ではない。安保法制の発動ではなく、これを廃止するとともに、自衛隊の南スーダンからの撤退こそ求められる。

二、安保法制(戦争法)を廃止すること。

第四六四号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市 楠神美穂 外千二十一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四六五号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 福島県白河市 深澤歩 外千二十一名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四六六号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 北海道江別市 福士茜 外千二十一名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四六七号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 高知市 岡崎美佐 外千二十一名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四六八号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 京都府京丹後市 筒井久子 外千二十一名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四六九号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 東京都新宿区 小宮山トキ子 外千二十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四七〇号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 東京都練馬区 代島智子 外千二十一名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四七一号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 京都府与謝郡与謝野町 石田まゆみ 外千二十一名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四七二号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 長野市 横山都子 外千二十一名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四七三号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 大阪市 森田ハルエ 外千二十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四七四号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 熊本市 松本咲代 外千二十一名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

この撤退を求めることに関する請願
請願者 大阪市 中村玉枝 外千二十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第四七六号 平成二十八年十一月四日受理
安保法制(戦争法)の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願
請願者 東京都板橋区 高林花菜 外千二十一名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第五一八号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願
請願者 大阪府吹田市 谷口哲夫 外四百五十五名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五一九号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願
請願者 大阪府高石市 樋口美香 外三百九十四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二〇号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願
請願者 堺市 島尾愛華 外三百九十四名
紹介議員 岩淵 友君

第五二二号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 小西恵美子 外三百九十四
名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二三号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 花田悦子 外三百九十四名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二四号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 大阪府岸和田市 奥野亜津子 外
三百九十四名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二五号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 中島香帆 外三百九十四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二六号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 北山絹代 外三百九十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 北野真由美 外三百九十四
名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二七号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 松本良子 外三百九十四名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二八号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 西菜々実 外三百九十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二九号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 矢本まゆみ 外三百九十四
名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三〇号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 大阪市 奥村みどり 外三百九十
四名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三一号 平成二十八年十一月八日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 堺市 坪田奈子 外三百九十四名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三八号 平成二十八年十一月九日受理
米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、沖縄県内
移設の中止に關する請願
請願者 沖縄県那覇市 北上田毅 外二百
六十五名

紹介議員 伊波 洋一君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第五八九号 平成二十八年十一月九日受理
沖縄に新しい基地を造らせないことに關する請願
請願者 神奈川県藤沢市 国弘祐也 外一
万六千二百七十六名

紹介議員 福島みずほ君
安倍政権は、二〇一五年九月に戦争法を強行採
決し、いつでもどこでも戦争できる国づくりを進
めている。二〇一六年七月の参議院選挙では、マ
スコミに情報統制をし、憲法改悪や沖縄新基地問
題等を争点から隠し、憲法改正発議に必要な三分
の二以上の議席を取った。選挙の翌日には、沖縄
の民意を無視し、沖縄本島北部の高江で米海兵隊
の強襲輸送機オスプレイの離発着帯建設工事を暴
力の限りを尽くして強行している。辺野古新基地
建設についても、沖縄県との話し合いではなく、一
方的に強硬に工事を進めようとしている。沖縄県
民の人権と命を犠牲にして世界中で戦争するため
の基地建設は中止しなければならない。そして、
自民党の憲法改正草案は、第九条の平和主義を否
定するだけでなく、全ての基本的人権を国益に
よって制限し、人々に戦争と国策への協力を強いる
内容に現憲法を改悪しようとしている。また、
緊急事態条項を新しく設けて、法律を無視した独
裁政治の道を開こうとしている。格差と貧困が広
がる今の日本に必要なのは、憲法改悪ではなく、

幸福追求権、個人の尊厳(第十三条)、表現の自由
(第二十一条)、生存権(第二十五条)を始めとした
現日本国憲法の原則を守り、いかすことである。
そして、一人一人が平和に人間らしく暮らせる社
会にしていけることが重要なのである。

一、沖縄の米軍普天間基地の即時閉鎖・返還、高
江のヘリパッド建設中止、辺野古新基地建設計
画を断念すること。

第六〇一号 平成二十八年十一月十日受理
戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止
することに關する請願
請願者 埼玉県草加市 小泉研一 外五百
九十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

十一月二十一日日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭
和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次の
ように改正する。

第十八条の二の二「百分の百五十七・五」を
「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十二万九千三百百円」
を「十三万八千八百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万八千八百円」を「十
一万三千三百百円」に改め、同条第三項中「百分の

百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。
「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表 (第四条―第五条関係)

職員の区分	職務の級		1		2	
	号	俸 給	俸 給	月 額	俸 給	月 額
	1	円		199,500		328,200
	2			201,200		330,400
	3			202,900		332,700
	4			204,600		334,800
	5			206,400		337,100
	6			208,100		339,300
	7			209,800		341,600
	8			211,400		343,900
	9			213,200		345,800
	10			215,100		347,900
	11			217,000		350,100
	12			218,900		352,200
	13			220,600		354,300
	14			222,600		356,300
	15			224,600		358,300
	16			226,600		360,300
	17			228,500		362,100
	18			231,200		364,000
	19			233,900		366,000
	20			236,600		368,000
	21			239,200		369,700
	22			242,000		371,600
	23			244,600		373,500
	24			247,300		375,400
	25			249,800		376,800
	26			252,300		378,600
	27			254,800		380,400
	28			257,100		382,300
	29			259,800		384,200
	30			262,200		386,100
	31			264,400		388,000
	32			266,600		390,000
	33			268,800		391,700
	34			271,000		393,400

40	283,400	402,300
41	285,200	404,000
42	287,600	405,400
43	289,900	406,700
44	292,400	408,200
45	294,500	409,800
46	297,000	411,100
47	299,300	412,600
48	302,000	414,200
49	304,400	415,900
50	306,800	417,300
51	309,300	418,900
52	311,600	420,400
53	313,900	422,100
54	316,100	423,600
55	318,200	425,200
56	320,400	426,800
57	322,600	428,300
58	324,700	429,800
59	326,900	431,000
60	328,900	432,200
61	331,000	433,400
62	333,100	434,700
63	335,300	436,000
64	337,500	437,200
65	339,400	438,400
66	341,600	439,600
67	343,700	440,800
68	345,900	442,000
69	347,800	443,200
70	349,700	444,400
71	351,800	445,600
72	353,800	446,800

再任用職員以外の職員							
73	355,500		447,900	111	403,600		
74	357,400		448,500	112	404,400		
75	359,200		449,000				
76	361,100		449,500	113	405,000		
				114	405,700		
77	363,000		450,000	115	406,400		
78	364,700			116	407,100		
79	366,400						
80	368,000			117	407,700		
				118	408,200		
81	369,500			119	408,600		
82	371,000			120	409,000		
83	372,500						
84	373,900			121	409,400		
				122	409,700		
85	375,000			123	410,000		
86	376,400			124	410,200		
87	377,800						
88	379,100			125	410,400		
				126	410,700		
89	380,400			127	411,000		
90	381,700			128	411,200		
91	382,900						
92	384,200			129	411,400		
				130	411,700		
93	385,500			131	412,000		
94	386,600			132	412,200		
95	387,900						
96	389,100			133	412,400		
				134	412,700		
97	390,500			135	413,000		
98	391,500			136	413,200		
99	392,600						
100	393,600			137	413,400		
				138	413,700		
101	394,500			139	414,000		
102	395,500			140	414,200		
103	396,600						
104	397,700			141	414,400		
				142	414,700		
105	398,400			143	415,000		
106	399,300			144	415,200		
107	400,200						
108	401,100						
				145	415,400		
109	401,900						
110	402,800						
				再任用職員	273,500		330,300

[illegible]

47	512,200	477,200	449,800	421,600	360,400	380,600	309,400	308,000	301,600	301,400	294,100	279,800
48	512,700	478,000	451,400	423,600	362,200	332,700	311,300	309,800	303,400	303,200	296,900	281,000
49	513,000	478,600	453,000	425,600	364,000	334,700	313,100	311,500	305,000	304,900	297,500	282,000
50	513,500	479,300	454,200	426,800	365,900	336,700	315,000	313,300	306,800	306,700	299,200	283,200
51	514,000	480,000	455,400	428,000	367,800	338,700	316,900	315,100	308,600	308,500	300,900	284,400
52	514,500	480,700	456,600	429,200	369,700	340,700	318,800	316,900	310,400	310,300	302,600	285,600
53	514,800	481,300	457,900	430,200	371,500	342,600	320,700	318,800	312,300	312,200	304,200	286,700
54	515,200	481,900	459,100	431,100	373,300	344,600	322,600	320,600	314,100	313,900	305,900	288,100
55	515,600	482,500	460,300	432,000	375,100	346,600	324,500	322,400	315,900	315,600	307,600	289,500
56	516,000	483,100	461,500	432,900	376,900	348,600	326,500	324,200	317,700	317,300	309,300	290,900
57	516,500	483,800	462,600	433,900	378,500	350,400	328,400	325,800	319,200	318,800	310,800	292,300
58	484,400	463,500	434,900	434,900	380,400	352,100	330,300	327,700	321,000	320,600	312,400	293,700
59	485,000	464,400	435,900	435,900	382,300	353,800	332,200	329,600	322,800	322,400	314,000	295,100
60	485,600	465,300	436,900	436,900	384,200	355,500	334,100	331,500	324,600	324,200	315,600	296,500
61	486,200	466,300	437,700	437,700	385,900	357,300	336,100	333,500	326,200	325,800	317,100	297,800
62	486,700	467,500	439,300	439,300	387,700	359,000	338,000	335,500	328,200	327,600	318,600	299,100
63	487,200	468,100	440,100	440,100	389,300	360,700	339,900	337,500	330,200	329,400	320,100	300,400
64	487,700	468,700	441,500	441,500	391,300	362,400	341,800	339,500	332,200	331,200	321,600	301,700
65	488,200	469,200	442,300	442,300	393,700	364,100	343,800	341,100	333,800	332,900	323,100	302,800
66	488,700	469,700	443,100	443,100	395,900	365,800	345,600	342,800	335,500	334,500	324,500	303,900
67	489,200	470,200	444,600	444,600	397,700	367,500	347,400	344,500	337,200	336,100	325,900	305,000
68	489,700	470,700	446,200	446,200	399,400	369,300	349,200	346,200	339,300	337,700	327,300	306,200
69	490,200	471,200	447,700	447,700	401,100	371,000	351,100	347,700	340,400	339,300	328,800	307,200
70	490,700	471,700	448,800	448,800	402,000	372,700	352,800	349,500	342,100	341,000	330,200	308,000
71	491,200	472,200	449,800	449,800	403,300	374,300	354,500	351,300	343,800	342,700	331,600	309,600
72	491,700	472,700	450,500	450,500	404,500	376,000	356,200	353,100	345,500	344,400	333,000	310,400
73	492,200	473,200	451,200	451,200	405,900	377,900	357,800	354,800	347,300	347,800	334,500	
74	492,700	473,700	452,300	452,300	406,700	379,700	359,500	356,600	349,000	349,600	335,900	
75	493,200	474,200	453,100	453,100	408,100	381,500	361,200	358,400	350,700	351,400	337,300	
76	493,700	474,700	454,300	454,300	409,100	383,300	362,900	360,200	352,400	353,000	338,700	
77	494,200	475,200	455,500	455,500	410,200	385,100	364,700	361,900	354,200	354,000	340,200	
78	494,700	475,700	456,600	456,600	411,300	386,800	366,400	363,600	355,900	354,600	341,700	
79	495,200	476,200	457,900	457,900	412,400	388,500	368,100	365,300	357,600	356,200	343,200	
80	495,700	476,700	459,000	459,000	413,400	390,200	369,800	367,000	359,300	357,800	344,700	
81	496,000	477,000	460,300	460,300	414,400	391,700	371,500	368,600	360,800	359,500	346,000	
82	496,000	477,000	461,500	461,500	415,000	393,200	373,300	370,100	362,400	360,900	347,400	
83	496,000	477,000	462,600	462,600	415,800	394,700	375,100	371,600	364,000	362,300	348,800	
84	496,000	477,000	463,900	463,900	416,800	396,200	376,900	373,100	365,600	363,700	350,200	
85	497,000	478,000	465,400	465,400	417,400	397,800	378,500	375,500	367,000	365,200	351,600	
86	497,000	478,000	466,600	466,600	418,000	399,100	380,100	377,300	368,400	366,500	352,900	
87	498,000	479,000	468,000	468,000	418,800	400,400	381,700	377,300	369,800	367,800	354,200	
88	498,000	479,000	469,300	469,300	419,500	402,000	383,300	378,700	371,200	369,100	355,500	
89	498,000	479,000	470,700	470,700	420,400	403,900	384,800	380,100	372,600	370,400	356,700	
90	498,000	479,000	472,200	472,200	421,300	405,800	386,300	381,600	374,100	372,000	357,900	
91	498,000	479,000	473,700	473,700	422,200	407,500	387,800	383,100	375,600	373,800	359,100	
92	498,000	479,000	475,200	475,200	423,000	409,000	389,300	384,600	377,100	375,200	360,300	
93	498,000	479,000	476,700	476,700	423,900	410,500	390,900	386,200	378,600	376,700	361,400	
94	498,000	479,000	478,200	478,200	424,800	412,000	392,400	387,700	380,200	378,200	362,600	
95	498,000	479,000	479,700	479,700	425,700	413,500	393,900	389,200	381,700	379,700	363,800	
96	498,000	479,000	481,200	481,200	426,600	415,000	395,400	391,300	383,400	381,200	365,000	
97	498,000	479,000	482,700	482,700	427,500	416,500	396,900	392,800	385,100	382,700	366,200	
98	498,000	479,000	484,200	484,200	428,400	418,000	398,400	394,400	386,600	383,900	367,200	
99	498,000	479,000	485,700	485,700	429,300	419,500	399,900	396,000	388,100	385,100	368,200	
100	498,000	479,000	487,200	487,200	430,200	421,000	401,000	397,500	389,600	386,300	369,200	

任用職員以上の職員

101					486,500	483,000	428,700	414,800	402,200	397,900	390,100	387,300	370,000
102					487,000	483,500	429,400	415,600	403,200	398,900	391,200	388,100	370,900
103					487,500	484,000	430,100	416,400	404,200	399,900	392,300	388,900	371,800
104					488,000	484,500	430,800	417,200	405,200	400,900	393,400	389,700	372,700
105					488,300	485,000	431,600	418,000	406,000	401,900	394,300	390,500	373,600
106						485,500	432,200	418,900	407,000	403,000	395,300	391,300	374,500
107						486,000	432,800	419,800	408,000	404,100	396,300	392,100	375,400
108						486,500	433,400	420,700	409,000	405,200	397,300	392,900	376,300
109						486,800	434,000	421,400	409,900	406,100	398,400	393,700	377,000
110						487,300	434,600	422,200	410,800	407,000	399,200	394,500	377,800
111						487,800	435,200	423,000	411,700	407,900	400,000	395,300	378,600
112						488,300	435,800	423,800	412,600	408,800	400,800	396,100	379,400
113						488,600	436,300	424,400	413,500	409,800	401,700	396,900	380,300
114						486,900	436,900	425,100	414,400	410,800	402,500	397,700	
115						487,500	437,500	425,800	415,300	411,800	403,300	398,500	
116						488,100	438,100	426,500	416,200	412,800	404,100	399,300	
117						488,600	438,600	427,200	417,000	413,600	405,000	400,100	
118						489,200	439,200	427,900	417,800	414,500	405,800	400,900	
119						489,800	439,800	428,600	418,600	415,400	406,600	401,700	
120						490,400	440,400	429,300	419,400	416,300	407,400	402,500	
121						490,900	440,900	429,900	420,200	417,000	408,300	403,300	
122						491,500	441,500	430,600	421,000	417,800	409,100	404,100	
123						492,100	442,100	431,300	421,800	418,600	409,900	404,900	
124						492,700	442,700	432,000	422,600	419,400	410,700	405,700	
125						493,200	443,200	432,600	423,200	420,300	411,600	406,500	
126						493,800	443,800	433,300	423,900	421,100	412,400	407,400	
127						494,400	444,400	434,000	424,600	421,900	413,200	408,300	
128						495,000	445,000	434,700	425,300	422,700	414,000	409,200	
129						495,500	445,500	435,300	426,100	423,600	414,900	409,900	
130						496,000	446,000	436,000	426,900	424,400	415,700		
131						496,700	446,700	436,700	427,700	425,200	416,500		
132						497,400	447,400	437,400	428,500	426,000	417,300		
133						498,000	448,000	438,000	429,400	426,900	418,200		
134						498,700	448,700	438,700	430,200	427,700	419,000		
135						499,400	449,400	439,400	431,000	428,500	419,800		
136						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
137						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
138						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
139						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
140						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
141						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
142						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
143						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
144						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		
145						499,800	449,800	439,800	431,800	429,300	420,600		

備考(一) 総合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は三欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般役職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「において」の下に、「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし」を加える。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の法(附則第三条において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額
の切替え)

第二条 平成二十八年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において法第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(給与の内払)

第三条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。))附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、新法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。
(平成三十二年三月三十一日までの間における

扶養手当に関する特例

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条

の規定による改正後の一般職給与法第十一条第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、平成二十八年一般職給与改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

平成二十八年十二月二日印刷

平成二十八年十二月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K